

第3次 能登町男女共同参画行動計画

ぎょうどう ぶたい
共同の舞台に

だんじょ のぼ
男女とも登り

よ ささ あ
能く支え合う

の とちよう
能登町



令和3年3月
能登町

表紙：星の観察館「満天星」主査 宇佐美 拓也 撮影

はじめに

「令和」という新しい時代を迎えた今日、社会活動や家庭生活において男女の差別は改善されつつあり、共同参画が前進している状況です。ただし、社会情勢をみると、高齢化、少子化、過疎化が急速に進行する中で、いじめや高齢者・幼児・児童への虐待・DV・自殺者の増加など、人権が無視・軽視される事件が後を絶ちません。

このような社会において、男女が隔たりなく様々な力が発揮できる環境が大変重要になってきています。家庭や職場・学校や地域などすべての場で、男女共に個人として人権を尊重されお互いに敬愛し、喜びや責任を共有しあうパートナーシップをもとに、個性や能力を十分に発揮できる豊かな地域や社会をつくらなければなりません。

このような地域や社会を築くために、男女が共に学び合って意識を改革し、共に認め合い支え合って、お互いが心身ともに健やかに暮らせる社会を創り上げることは男女共同参画社会を実現するための基盤になります。

能登町では、これまで「能登町男女共同参画推進条例」の理念のもと、男女共同参画の推進に取り組んでまいりましたが、依然として多くの課題が残っています。

このたび、これまでの施策の成果と課題をふまえ、今後5年間を計画期間とする「第3次能登町男女共同参画行動計画」を策定し、テーマに『共同の舞台に男女とも登り能く支え合う能登町』を掲げ、町民の皆様にとってより身近で分かりやすい計画となるように努めました。

本計画を着実に推進していくためには、行政の取り組みだけでなく、町民の皆様の積極的な参画が重要となります。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました能登町男女共同参画推進審議会委員の皆様、また意識調査アンケートを通じ貴重なご意見をいただきました町民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

能登町長 持 木 一 茂

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の経緯	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の役割	7
4	計画の期間	7

第2章 第3次行動計画の基本的な考え方

1	第2次行動計画の評価と今後の課題	8
2	男女共同参画に関する町民意識調査（アンケート）の結果	13
3	審議会・委員会等における女性の登用割合	24
4	まちの目指す姿（テーマ）	25
5	計画の基本理念	26
6	第3次行動計画において強調している視点	26

第3章 施策の内容

1	基本目標と施策の方向性	27
2	計画の体系	28
3	施策の概要と具体的な取組	29
	基本目標Ⅰ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	29
	基本目標Ⅱ：方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	33
	基本目標Ⅲ：職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	36
	基本目標Ⅳ：女性の人権が推進・擁護される社会の形成	41

第4章 計画の推進

1	計画を推進する体制の充実	46
2	町民参画による推進体制の拠点の充実	46
3	施策の実施状況の公表	47
4	計画の見直し	47

第5章 参考資料

1	男女共同参画社会基本法	48
2	能登町男女共同参画推進条例	52
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	55
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	64
5	相談できる公的機関等	73
6	能登町男女共同参画推進審議会委員名簿、策定スケジュール	74

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

能登町では、男女を問わず様々な活動ができるよう、社会参画の機会を奨励し、住みやすくイキイキと活動しやすい男女共同参画社会の形成を目指して、平成 21 年 3 月に「能登町男女共同参画プラン」を策定し、平成 23 年 3 月 18 日には、「能登町男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）」を制定しました。条例では、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、町・町民・事業者の責務を定めるとともに、各種施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画の策定を義務付けています。

この条例に基づき、平成 21 年 3 月に策定した「能登町男女共同参画プラン（以下、「第 1 次行動計画」という。）」を行動計画と位置付け、男女共同参画のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

第 1 次行動計画は平成 25 年度末をもって計画期間が満了となることから、平成 24 年度に男女共同参画に関する町民意識調査アンケートを実施し、平成 25 年度に集計・分析を行いました。アンケート結果及び社会経済情勢の変化等をふまえて、平成 28 年 3 月に「第 2 次能登町男女共同参画行動計画」（以下、「第 2 次行動計画」という。）を策定し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ることとしました。

それぞれ一定の成果をあげてきましたが、男女共同参画社会の実現に向けて、解決しなければならない課題はいまだ多く存在しています。また、我が国および国際的な社会経済情勢の変化、新たな枠組みにおける目標や数値の設定・変更など、第 2 次行動計画策定以降に新出した課題も多く存在しています。

こうした点を踏まえ、第 2 次行動計画の期間満了の前年となる令和元年度（平成 31（2019）年度）に男女共同参画に関する町民意識調査アンケートを実施し、翌 2 年度に集計・分析を行いました。さらに、同年中にはアンケート結果や上記の社会経済情勢の変化等を踏まえ、同年 3 月に「第 3 次能登町男女共同参画行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定しました。



男女共同参画社会って？

仕事、家族、地域生活などさまざまな場面の活動について、男女が対等な立場で、性別や社会的な慣習などによって制限されず、自分の夢や希望を叶える機会を得ることができ、ともに責任を担う社会環境です。

2 計画策定の背景

(1) 国の取り組み

◆「男女共同参画社会基本法」の施行

男女共同参画社会を実現するための重要な法律として、国は「男女共同参画社会基本法」を平成 11 年に施行しています。

そこでは男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第 2 条）と定義しています。

◆「改正男女雇用機会均等法」の施行

「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号。「男女雇用機会均等法」）が平成 18 年 6 月に改正、平成 19 年 4 月に施行されました。この改正により、それまでの女性に対する差別の禁止が男女双方の差別の禁止に拡大されたほか、妊娠・出産などを理由に不利益な扱いをすることの禁止、間接差別の禁止、セクシャル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれました。また、平成 26 年 7 月 1 日から改正男女雇用機会均等法施行規則等が施行・適用され、すべての労働者の募集・採用、昇進、職種の変更に当たって、合理的な理由なく転勤要件を設けることを間接差別として禁止するなど、男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大されました。

◆「女性活躍推進法」の成立

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成 27 年 8 月 28 日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。令和元年 5 月には一部が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設が盛り込まれています。

◆「働き方」に関する取り組み

国民一人ひとりが、仕事上の責任を果たすとともに、ライフステージに応じて多様な生き方を選択・実現できる社会を目指すため、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。また、多様性に富んだ活力ある社会に向けて、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取り組みを示す「女性の参画加速プログラム」

が、平成20年4月に内閣府男女共同参画局が設置する男女共同参画推進本部において決定されました。プログラムでは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実及び意識改革に関する取り組みを一体的に進めることの重要性が示されました。

平成20年4月には、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号。「パートタイム労働法」）が改正・施行されました。この改正により、少子高齢化、労働人口減少社会において、短時間労働者の能力を一層発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の労働意欲の向上、通常の労働者との均衡のとれた接遇の確保、通常の労働者への転換の推進を図る等が盛り込まれました。

さらに、平成28年度以降、働く人の視点に立って労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとする「働き方改革」が推進されています。改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることです。平成28年9月以降「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善、女性・若者が活躍しやすい環境整備等についての議論を経て実行計画が取りまとめられました。

平成30（2018）年6月には、経済分野の女性活躍の後押しにもなる、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等の措置を講ずる働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。「働き方改革関連法」）が成立しています。

◆仕事・家庭の両立と育児

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境整備を図ることを目的とした「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が平成20年12月に改正、施行されました。この改正により、従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられました。

また、仕事と家庭の両立支援策を充実するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律76号。「育児・介護休業法」）が平成21年6月に改正され、一部を除き平成22年6月30日に施行され、その後平成24年7月1日には全部施行されました。この改正により、短時間労働制度や所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡大、父親の育児休業の取得促進などが盛り込まれました。また、平成29年3月の改正では、保育所に入れぬ等の場合に最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できることとされました。

平成29年6月には、今後も女性の就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、「子育て安心プラン」を公表し、2022年度末までの5年間で女性就業率80%にも対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を整備することとしました。さらに、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、「子育て安心プラン」の早期実現を図るため同プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととしています。

◆DV 対応と児童虐待対応

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が、平成 19 年 7 月に改正され、これに伴い「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が改定され、ともに平成 20 年 1 月に施行されました。この改正により、市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能を果たすことが努力義務化され、市町村の役割の明確化、対応の強化が求められたほか、保護命令制度の拡充などが盛り込まれました。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けては、平成 28 年 12 月にストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）が改正され、規制対象行為が拡大されるとともに、罰則が引き上げられました。

さらに、平成 30 年度中には、性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置について、令和 2 年度までに各都道府県最低 1 か所設置するとの目標を前倒しし、平成 30 年 10 月に全都道府県への設置を達成。また、平成 29 年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用して、センターの安定的な運営が可能となるよう、各都道府県の実情に応じた取組の支援の充実を図っています。

また、児童虐待と密接な関係があるとされる DV 被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法律上明確化すること等を内容とした「配偶者暴力防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年 6 月に成立しました。平成 31（2019）年 3 月に決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、DV 対応と児童虐待対応との連携強化に係る施策が盛り込まれています。

◆政治分野における女性の参画拡大と成人年齢の引き下げ

衆議院等の議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることなどを目指した、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号。以下「政治分野における男女共同参画推進」という。）が平成 30 年 5 月 23 日に公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

なお、改正公職選挙法が平成 27 年 6 月に交付、翌 28 年 6 月に施行され、18 歳選挙権が実現しました。年齢の引き下げについては、民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）の成立にともない成年年齢が 18 歳に引き下げられるとともに、男女で差があった婚姻開始年齢が 18 歳に統一されました。

◆SDGsに係る施策

平成13年に国連で策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後を受け、平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）が国連で採択されました。SDGsとは、2030年までに実現すべき17の国際目標のことで、「ジェンダー平等を実現しよう」など男女共同参画に関わる目標が複数盛り込まれています。

国は、SDGsに係る施策を推進するため、平成28年5月に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置しました。同推進本部において決定された「SDGs実施指針」においては、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化をSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものとして位置付けています。

◆国の「男女共同参画基本計画」（第5次）の策定

平成12年12月「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づく新たな国内行動計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

これ以降、時代の変化や社会状況に合わせて計画自体も見直しを行いながら、人々の意識や慣行、社会システム全般にわたる変革をめざした取り組みが進められています。現在の国の男女共同参画計画は、令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」です。

【5次計画において改めて強調している視点】

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- IV 推進体制の整備・強化

また、上記の4視点（政策領域）ごとに、重点的に監視・評価すべき「政策領域目標」を定め、政策領域I～IIIの下に重点的に取り組む11の個別分野を設け、これら11分野及び「IV 推進体制の整備・強化」について、それぞれ令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」を設定しています。

(2) 県の取り組み

◆「石川県男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画社会を実現するためには、県民一体となって取り組むことが重要であることから、平成13年に「石川県男女共同参画推進条例」（10月12日公布・施行）を制定し、基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めた条例となっています。

◆「いしかわ男女共同参画プラン」の策定と改定

平成 13 年 3 月に策定した「いしかわ男女共同参画プラン 2001」について、プラン策定後の社会情勢及び県民意識の変化に伴い、平成 19 年 3 月に「いしかわ男女共同参画プラン」として改定されました。平成 27 年度には同プランの策定から 5 年を迎えたこと、「女性の職業生活における躍進の推進に関する法律」に基づく推進計画としての位置づけも必要であったことから、改訂版が策定されました。今般、現行プランの策定から 5 年を迎え、現状や課題を踏まえて「いしかわ男女共同参画プラン 2021」の策定に向けて取り組んでいます。

【石川県が目指す男女共同参画社会】

石川がめざす男女共同参画社会「男女が共に築く 活力ある石川 - 3つのC(チェンジ、チャレンジ、チャンス)の実現-」に向け、「男女共同参画の理解促進」「女性が社会のあらゆる分野の意思決定に参画し自立的な力を持つことの促進」「仕事と生活の調和の推進」「人権が尊重される社会の形成」の4つの基本的視点に基づき、施策の推進に取り組むこととしています。

◆「いしかわ子ども総合条例」の制定

次代を担う子どもの育成を県民挙げて社会全体で支援していくための拠り所となるものとして、平成 19 年に「いしかわ子ども総合条例」(平成 19 年条例第 18 号)が制定されました。この条例において、石川県独自に従業員数 50~99 人の企業に対して「一般事業主行動計画」の策定を積極的努力義務化し、対象企業を国の基準から拡大しています。平成 23 年には一般事業主行動計画の策定・公表 5 人以上 100 人以下の企業に義務化したほか、平成 31 年には 21 人以上 49 人以下の企業に積極的努力義務化としました。また、育児等に関する内容では、平成 27 年に①結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援に関する規定の新設、令和 2 年には①男性の子育てへの参画の促進に関する規定が新設されています。

◆「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」の制定

男女共同参画社会の実現を妨げている要因のひとつに、配偶者や交際相手からの暴力の問題があります。とりわけ、被害者の多くは配偶者からの暴力を受ける女性であり、家庭や職場における男女の固定的な役割分担など、わが国の男女が置かれている状況や、過去からの女性に対する差別意識による構造的な問題であるといわれています。このため、「配偶者暴力防止法」に基づき、平成 17 年に「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」を策定し、被害者に対する相談から保護・自立支援までの各種施策を推進してきました。しかし、配偶者暴力に対する社会の認識の高まりとともに、被害者からの相談件数は若年層を中心に増加傾向にあり、さらなる暴力防止と被害者保護のための取組強化が求められていることや、法改正などの国の動向も踏まえ、計画が改定されました。改訂では、「県・市町の相談体制の強化」及び「若年層への予防啓発の強化」などを中心に、一層の施策の推進に取り組むこととしています。

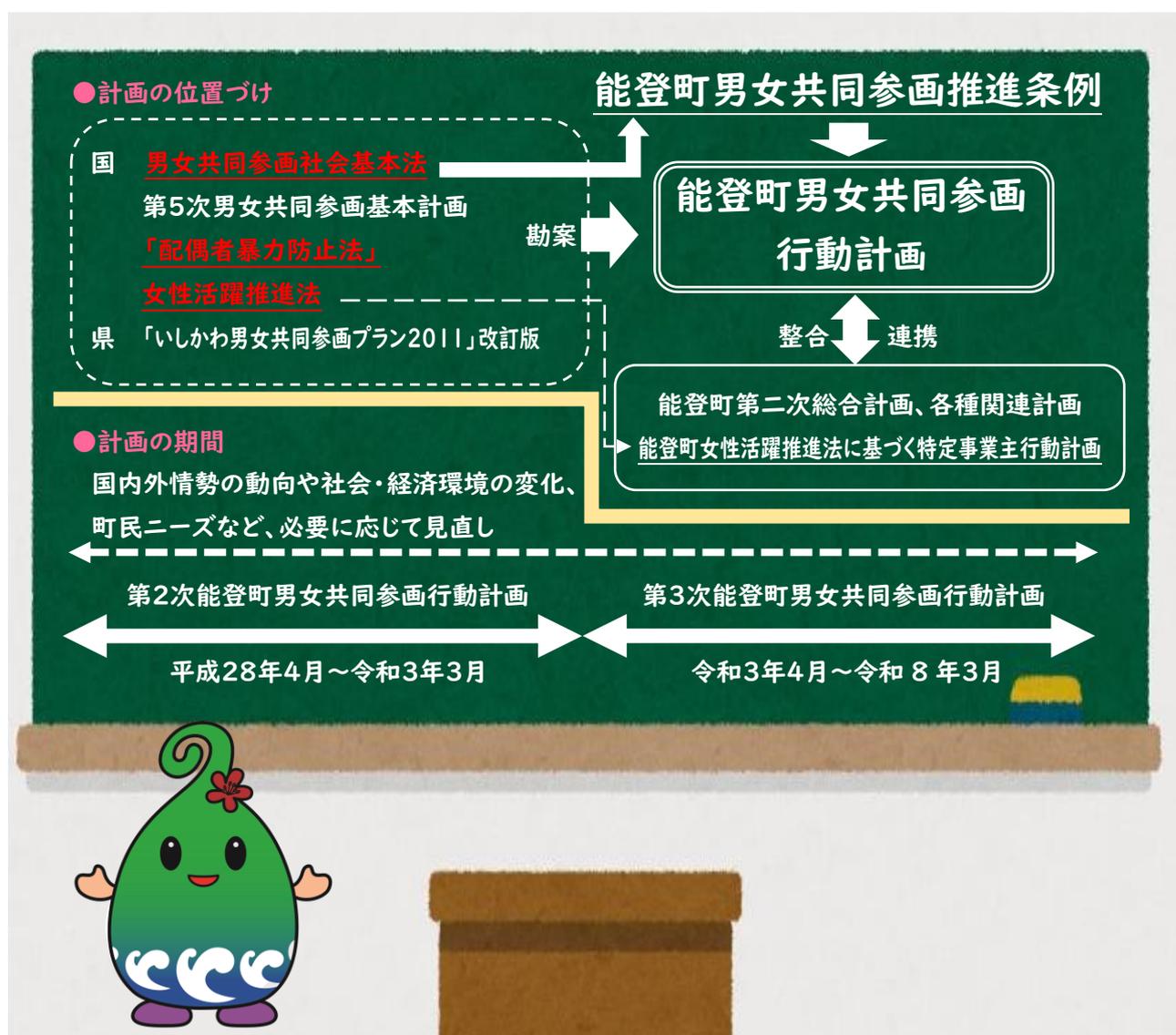
3 計画の役割

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」であり、国の第5次男女共同参画基本計画、県の男女共同参画計画「いしかわ男女共同参画プラン2011」を勘案して策定しました。また、本計画は、能登町男女共同参画推進条例第8条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。

なお、本計画は、配偶者暴力防止法第2条第2項および女性活躍推進法第6条第3項に規定する「市町村基本計画」としても位置づけます。

4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化、町民ニーズなど、必要に応じて見直しを行います。



第2章 第3次行動計画の基本的な考え方

第3次行動計画では、第2次行動計画の成果を踏まえ、計画全体の見直しを図ります。そして、町民に分かりやすく、身近な男女共同参画行動計画とすることが大切であると考えます。そうしたことから、原点である「すべての個人が互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会」を着実に実現していくため、現在、私たちのまちに必要な取り組むべき方向性を示します。

1 第2次行動計画の評価と今後の課題

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担う社会のことを言います。

第2次行動計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、4の基本目標と13の施策の方向性を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開してきました。

社会活動のあらゆる場で女性の参加が見えるようになってきましたが、社会制度・慣行・しきたり等に関する男女平等感については、いまだ男性が優遇されていると感じている人が多いと思われます。このような^{*}固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっているものもあり、主体的で多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会に向け、見直しを行っていく必要があります。

□ 固定的性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

◆男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

行動計画のダイジェスト版を全戸配布、啓発セミナーの開催、町文化祭でのチラシ配布等による周知活動などを実施し、男女共同参画への意識を高め、言葉の認知度も少しずつ向上しています。

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず主体的で多様な生き方ができるよう、一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが重要です。そのため、学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場で、男女共同参画の視点に立った教育や学習をさらに進めていく必要があります。同時に、男女共同参画に関する情報の収集に努めるとともに、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識を解消するために、町民一人ひとりに届くような、地域に密着した効果的な広報・啓発活動を継続的に実施することが必要です。

◆方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会を実現するためには、町の政策・方針決定や、事業所、民間の団体等社会のあらゆる分野における政策・方針決定の場に男女が対等に参画することが重要です。現在、女性の社会進出が進んでいますが、様々な社会要因によって政治・行政分野をはじめとする多くの分野において、女性の参画は十分に進んでいません。政治分野においては、平成30年に「政治分野における男女共同参画推進法」が公布・施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とするなど、国際的に後塵を拝している我が国の女性の政治参画の転換となることが期待されます。

本町における審議会等の女性の登用割合は、第2次行動計画策定時には23.9%、令和2年度は26.5%であり、依然として低い状況です。また、町職員の課長相当職以上の管理職では、女性の登用はここ数年0~1人のみとなっており、課長補佐相当職が平成28年度の36.5%から令和2年度には29.3%、係長相当職が平成28年度の34.3%から令和2年度には40.0%となっています。今後、町が率先して女性の参画を積極的に進めるとともに、事業所や民間団体等における方針決定過程へ女性が参画できるよう支援することが必要です。そのための下地づくりとして、女性がその能力を開発し、発揮することができるよう、各種学習機会の拡充や自主的学習活動の支援など、女性の人材育成を積極的に進め、同時に、女性の人材に関する情報を継続的に発信させる必要があります。

◆職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

男女がともに職業生活と家庭・地域活動を担うことができるようにするには、事業者への啓発やさらなる取り組みを促すとともに、両立支援制度の導入・定着、労働時間の短縮など、仕事と家庭・地域活動が両立できる環境づくりを進めなければなりません。

また、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活においても、それぞれのライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、生産性の向上や競争力の強化につながるといった意味においても重要です。

近年は「働き方改革関連法」などにより、女性活躍の裾野が地方や中小企業にも拡大する素地が整ってきたとされ、平成27年から令和元年の間に、生産年齢人口増加率がこれまで4割前後で推移してきたものが、近年53.1%と大きく上昇しました（総務省「労働力調査（基本集計）」）。保育の受け皿整備などの両立支援施策の充実を背景に、^{*}M字カーブ問題の解消に向かっている状況です。また、「女性活躍推進法」といった女性の働きやすさを企業等に求める法整備も進んでいます。

本町では、平成27年4月に次世代育成支援対策推進法に基づき、「第二次特定事業主行動計画（前期計画）」を策定し、職員の仕事と子育ての両立を支援するほか、多様な保育サービス等の充実、子育てに関する相談体制の整備を図り、子育て支援を着実に推進してきました。しかしながら、町民の意識調査からは、家庭生活の役割については「主として妻」が、仕事や職場環境の待遇等における男女の不平等感については「男性が優遇されている」との割合が依然として高い状況です。ですが、「夫婦同じ程度」が増加傾向にあり、固定的性別役割分担意識の解消が進んでいると思われます。

今後、高齢化、人生 100 年時代の到来といわれるように、要支援・要介護となる身内の増加が懸念される中、男女ともにその負担が増大する可能性が高まっています。こうした中において、男女がともに相手の生き方を尊重し、それを社会が積極的に支える環境を整備する必要があります。

なお、近年は、若年層の女性が大都市圏へ流出する傾向にあり、深刻な人口流出や少子高齢化に直面し、2040年には全国 896 の市区町村が「消滅可能性都市」に該当するという推計も出ている（日本創生会議）。こうした状況は、地方が女性にとって働きにくい環境であることが要因の一つともいわれ、働き口を創出する新規企業誘致といった方法ばかりではなく、既存企業等の職場環境（給料、休暇システム）などの改善や、テレワークといった ICT 等を活用した働き方の多様性も推進していくべきでしょう。

□M 字カーブ問題：女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し（仕事を辞めてしまう）、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる M 字カーブを描く。

◆女性の人権が推進・擁護される社会の形成

セクハラ（セクシャル・ハラスメント）やDVなどの女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題にもかかわらず、これまでは、個人、家庭、職場問題として見過ごされてきました。町民の意識調査では、配偶者やパートナーから受ける日常生活における暴力等について、町民の約 1/3 が「テレビや新聞などで問題になっていることを知った」と回答しており、マスメディア等から情報を受ける割合が高くなっています。一方で、「身近な人等が暴力を受けているのを見たことがある」「身近な人から相談を受けたことがある」と回答した人が全体の 1 割近くもあり、実際に暴力を受けた経験があるという現状が明らかとなっています。なお、内閣府の調査によると、全国的に配偶者からの暴力に関わる相談件数は増加しており、女性（夫→妻）ばかりではなく男性（妻→夫）からの訴えも近年増加傾向にあります（内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」）。さらに、令和 2 年に全国で拡大した新型コロナウイルス感染症に伴い、DV の相談件数増加がみられ（同上）、新たな懸念材料となっています。

本町では、平成 21 年 4 月に能登町なんでも相談「カナリア」を設立し、DV、教育等にかかる電話相談窓口を設置しています。今後は、女性（男性）に対する暴力（身体的・精神的）が人権侵害であることについて、町民が正しく認識し、理解できるように一層の啓発を行うとともに、関係機関と連携を強化し、相談から保護、自立までの総合的な支援の充実を図る必要があります。

□ハラスメント：「嫌がらせ」という意味。性的嫌がらせ「セクシャル・ハラスメント」（セクハラ）、悪口や無視などで加害者の精神を追い詰めていく「モラル・ハラスメント」（モラハラ）、部下への必要以上の命令や暴力行為「パワー・ハラスメント」（パワハラ）などが問題となっており、各種法律により対応が進められている。

□DV：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

◆国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

世界各国の男女平等の度合いを数値化した※「ジェンダー・ギャップ指数」（GGI）における日本の順位は、2015 年（平成 27 年）調査対象となった 145 カ国のうち 101 位と、先進国の中では、韓国に次いで低く、女性の地位向上に向けた課題が多いことが明らかとなりました。さらに、2019 年には 153 カ国中 121 位となっており、改善に向けた積極的な取り組みの推進が必要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標 5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女子のエンパワーメントを図る ターゲット

5.1	あらゆる場所におけるすべての女性および女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性および女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚、および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ、および社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口開発会議（ICPD）の行動計画および北京行動綱領、ならびにこれらの検討会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ、および土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する。

また、世界的な潮流として、2015年（平成27年）に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めています。「アジェンダ」とは「課題」という意味で、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられています。

中でも、目標5「^{*}ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の^{*}エンパワーメントを図る」は、女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価することを求めています。また、意思決定における女性参加とリーダーシップの機会を確保するなど、経済的資源に対し同等の権利を与えるための改革に取り組み、^{*}ICTをはじめとする実現技術の活用を強化、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進するための法制度を採用することをターゲットとしています。

目標5が達成されれば、男女の間の不平等な力関係を改善し、持続的および実質的なジェンダー平等へと向かうことができるでしょう。そのためには、発展を拒んでいる構造的な障壁を特定し、見直さなければなりません。

近年、本町を訪れる外国人観光客や労働者、児童・生徒の教育旅行者等が増えてきており、日本に住みたいと強く望む外国人や国際結婚等により本町へ移住されるパターンも現実となっています。

男女共同参画を推進する上で重要な規範の周知・浸透を図るため、様々な領域での教育・啓発を進めるとともに、国際交流等を通じた多様な価値観の理解促進に努めなければなりません。

また、国籍や文化などの違いに関わらず外国人住民が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や日本語の学習機会などの学習支援の充実を図るとともに、町民の多文化共生への理解を深め、外国人住民が暮らしやすい環境の整備が必要です。

□ジェンダー・ギャップ指数：経済、教育、保健、政治の各分野に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。

□ジェンダー：身体の特徴など生来の性別の違いではなく、社会的、文化的につくられた性差のこと。「男は仕事、女は家事育児」といった「男はこうあるべきだ」「女はこうあるべきだ」とする性別による役割分担も含まれる。

□ICT：「情報通信技術」を指す言葉。「情報通信技術の使い方」と言い換えることもでき、チャットやスマートスピーカーなど、人同士のコミュニケーションが関わるコンピューターの使い方や通信によるコミュニケーションの活用法のこと。

□エンパワーメント：女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味する。



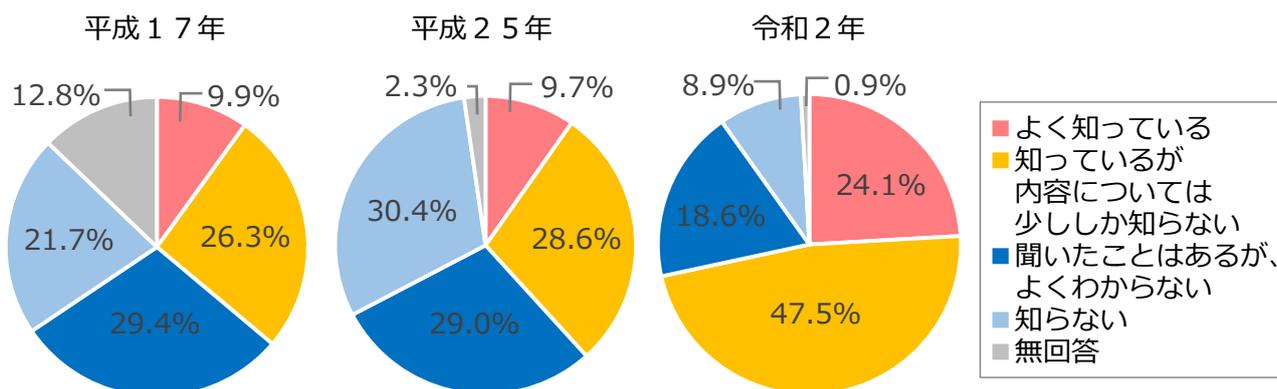
2 男女共同参画に関する町民意識調査(アンケート)の結果

令和元年 11 月に能登町全域を対象にアンケート用紙を配布し、その結果から能登町民の男女共同参画に関する意識等について、次のようなことが分かりました。

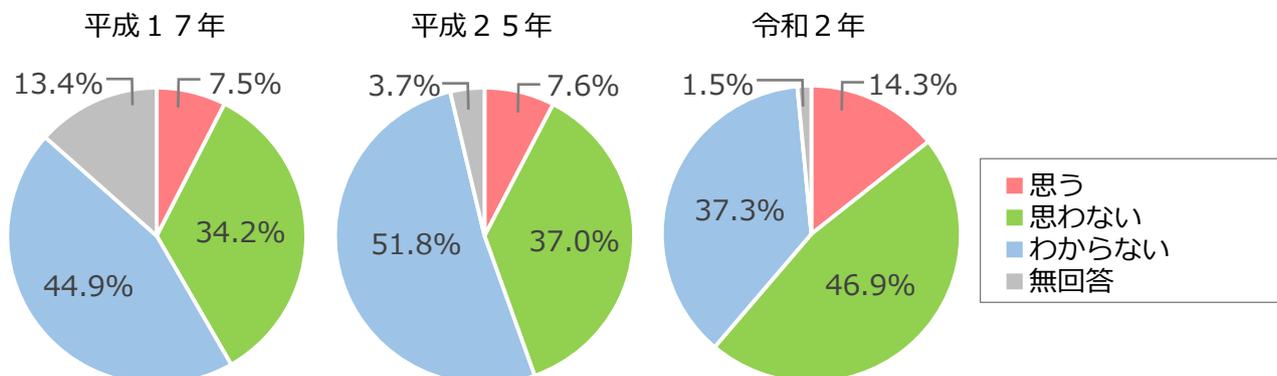
(1) 男女共同参画社会について

町民が男女共同参画の意識を向上させるためには、行政が絶えず最新の情報を町民に提供し、広報誌や講座、講演会等により啓発することが大切です。町民に対する意識調査では、「男女共同参画社会」という言葉について「よく知っている」が増加していることから、意味や理解の浸透が進んでいることがわかります。また、「わからない」、「知らない」の縮小は、「男女共同参画社会」という言葉の浸透による結果を反映しているとも考えられます。ただし、「男女共同参画社会」の家族や地域への理解については、まだまだ進んでいないことがわかります。

問)「男女共同参画社会」という言葉を知っていますか。また、その内容についても知っていますか？



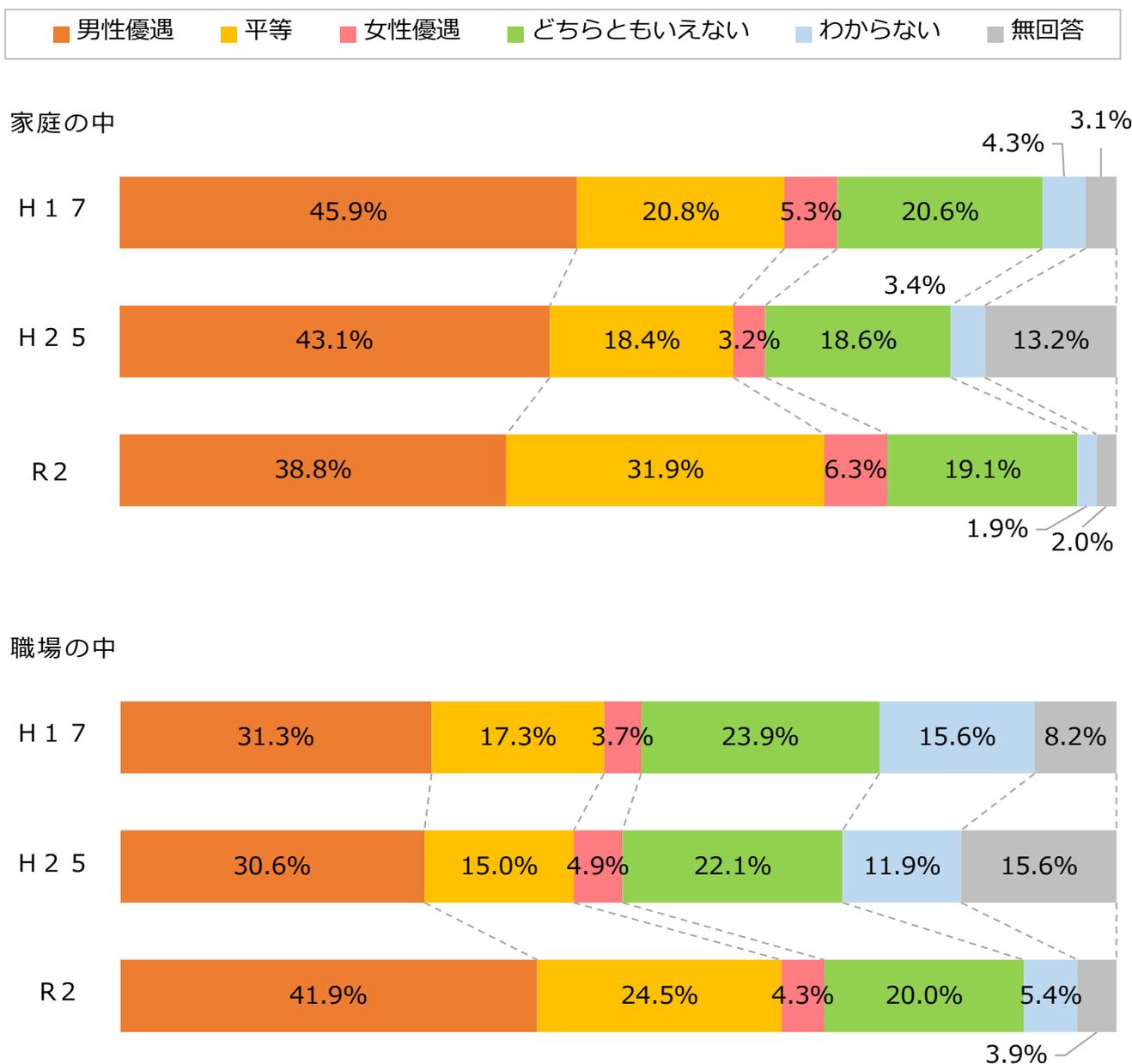
問)あなたの家族や地域の男女共同参画社会への理解は進んでいると思いますか。



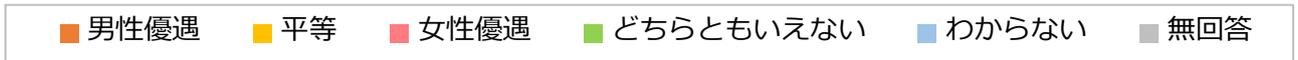
(2) 社会の状況について

町民に対するアンケートによると、家庭、職場、政治の場等の中で「男性が優遇されている」という意見が「平等である」という意見を大きく上回っています。学校教育の場では、「平等である」という意見が50%台と多いものの、全体的に女性の参画は十分に進んでいるとはいえません。社会において、男女の不平等が生じるのは、社会の習慣やしきたりが原因のひとつと考えられることから（ジェンダー、固定的性別役割分担意識）、男女共同参画を阻害するようなあらゆる偏見の意識を改め、改善するための啓発活動や施策を充実させることが必要です。一方で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について必要に応じた見直しが求められます。

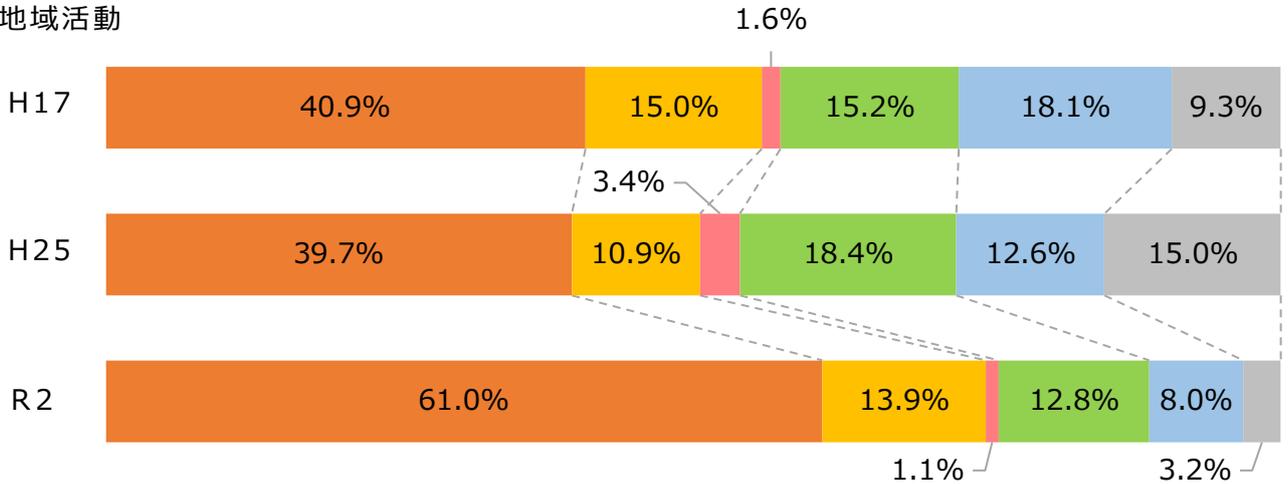
問)現在の日本の社会状況の中で、男女は平等になっていると思いますか。



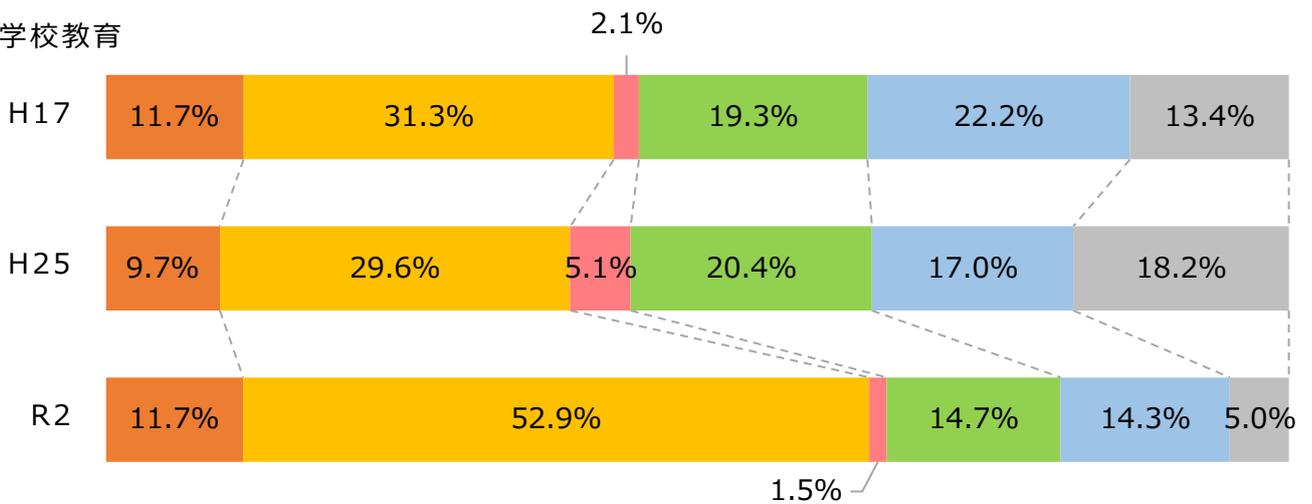
問)現在の日本の社会状況の中で、男女は平等になっていると思いますか。(つづき)



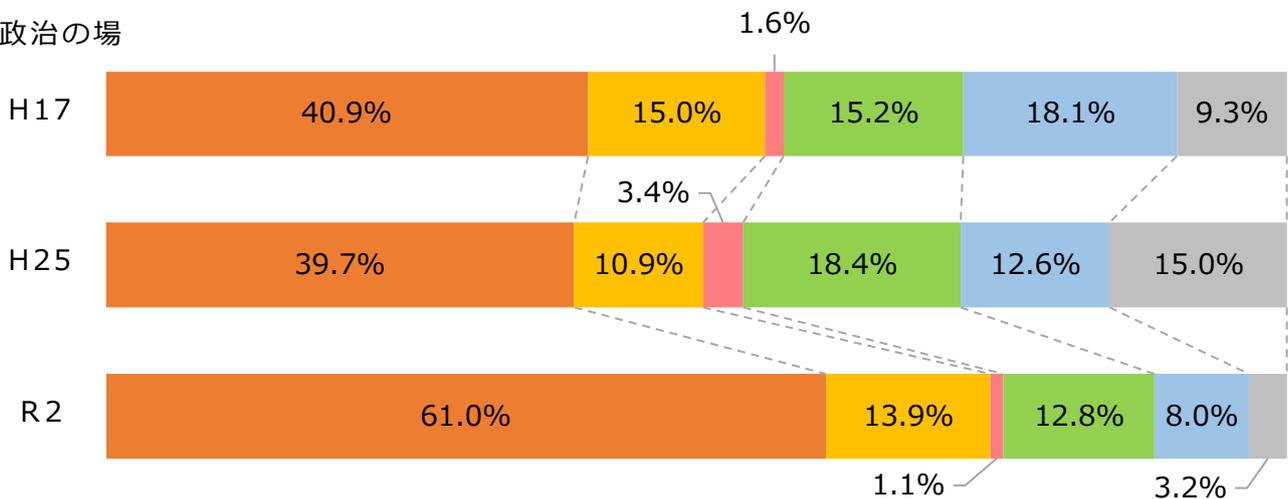
地域活動

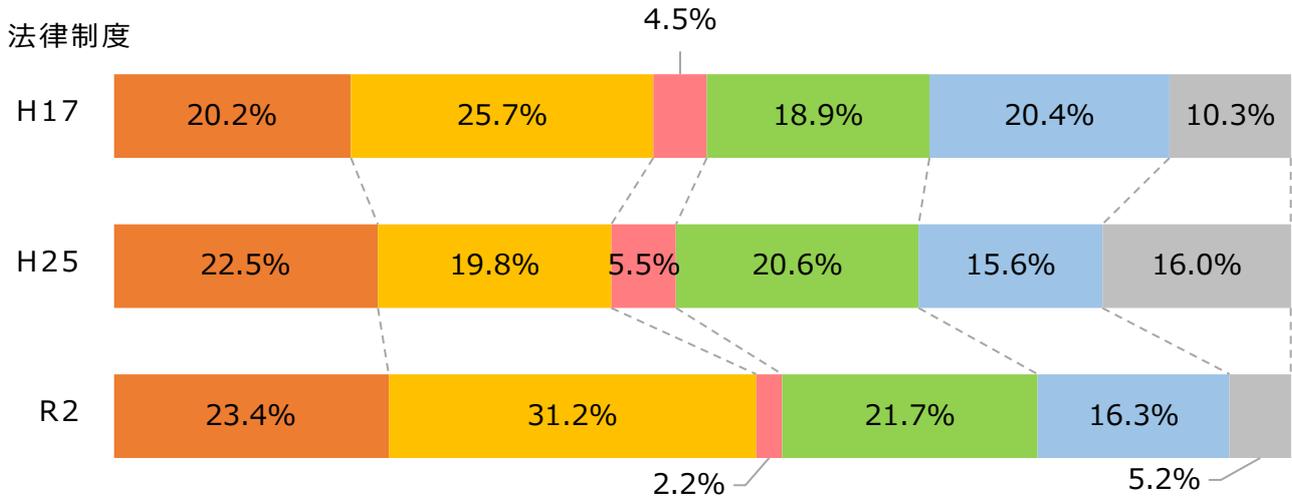
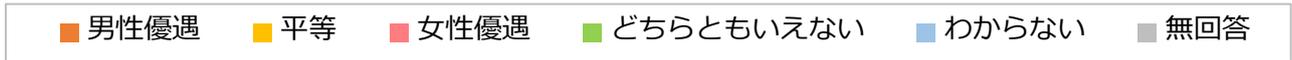


学校教育



政治の場



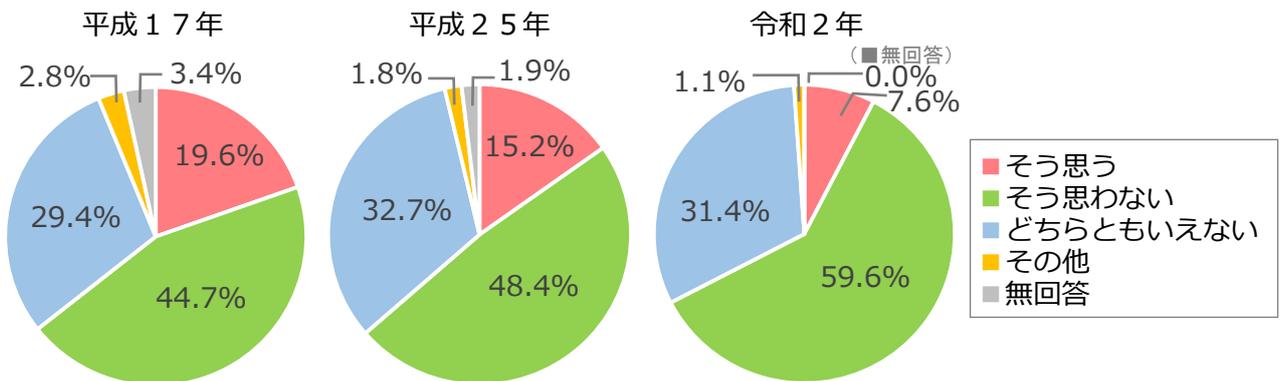


(3) 家庭生活の環境等について

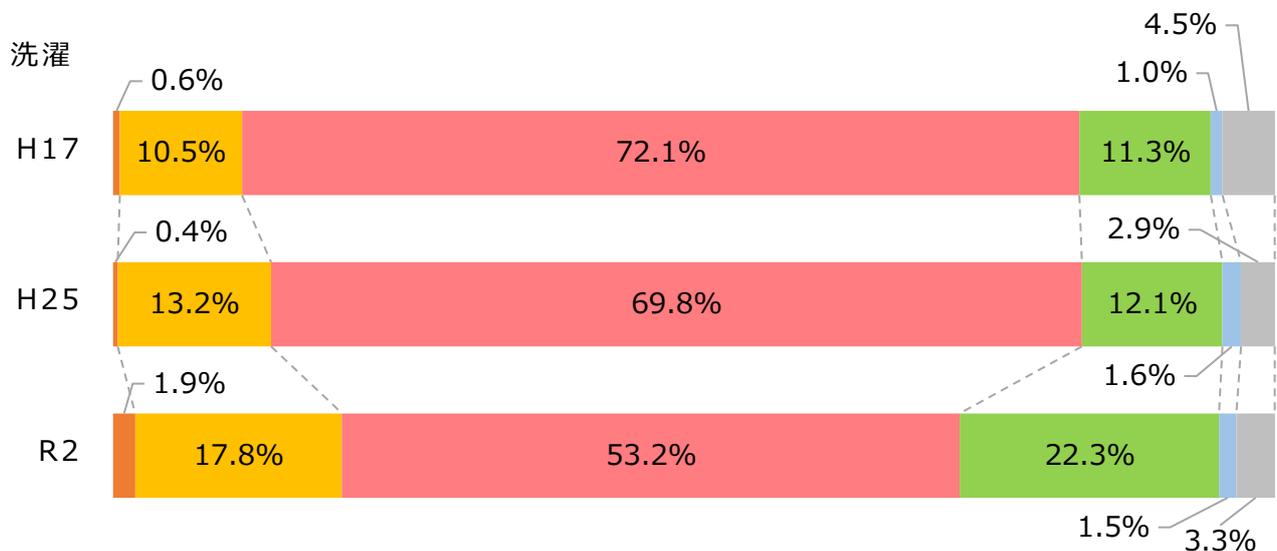
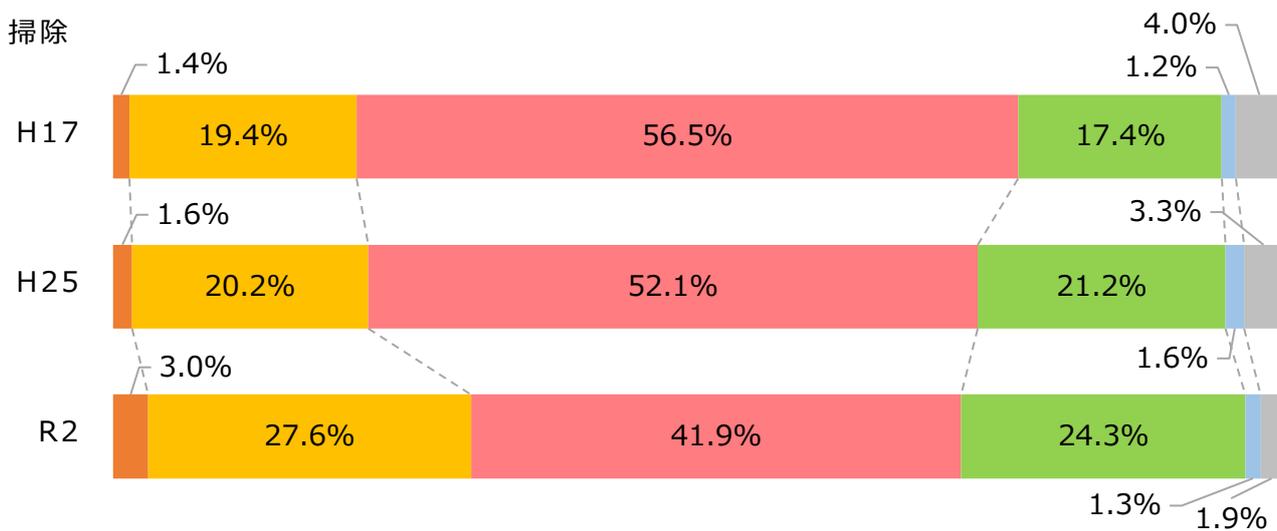
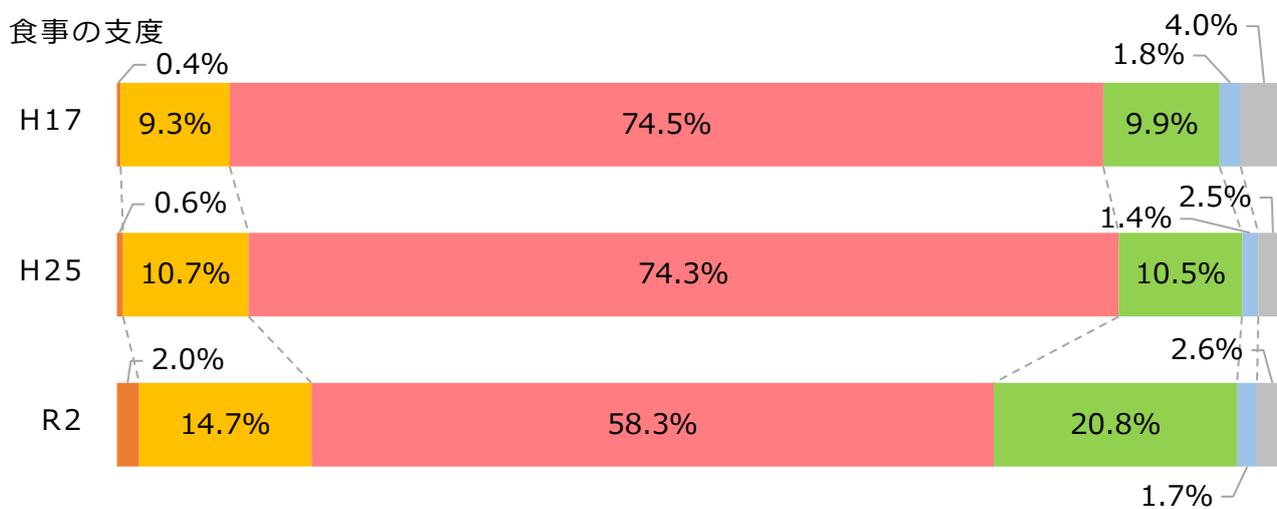
「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担意識は、今なお様々な社会制度・慣行の中で継承され、男女共同参画社会の実現を阻害する要因のひとつになっています。

町民に対する意識調査でも、「男は仕事、女は家庭という考え方」については、「そう思わない」という意見が 59.6%と半数を上回っているにもかかわらず、実際の役割については、「食事のしたく」「掃除」「洗濯」などで、「主として妻」という割合が高くなっています。その一方で、2000年代から「カジダン」(「家事男子」「家事ダンナ」)や「イクメン」(育児に積極的な男性)という言葉が急速に普及し、積極的に家事や子育てに参画する男性が増えています。アンケートでは「主として夫」の割合は依然として低いものの、ほとんどの項目で「夫婦同じ程度」の割合が増加しています。しかし、固定的な性別役割分担意識は、依然として男性により強く残っており、育児休暇・介護休暇取得についても、女性に比べて男性の理解が進んでいない状況にあります。

問)あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



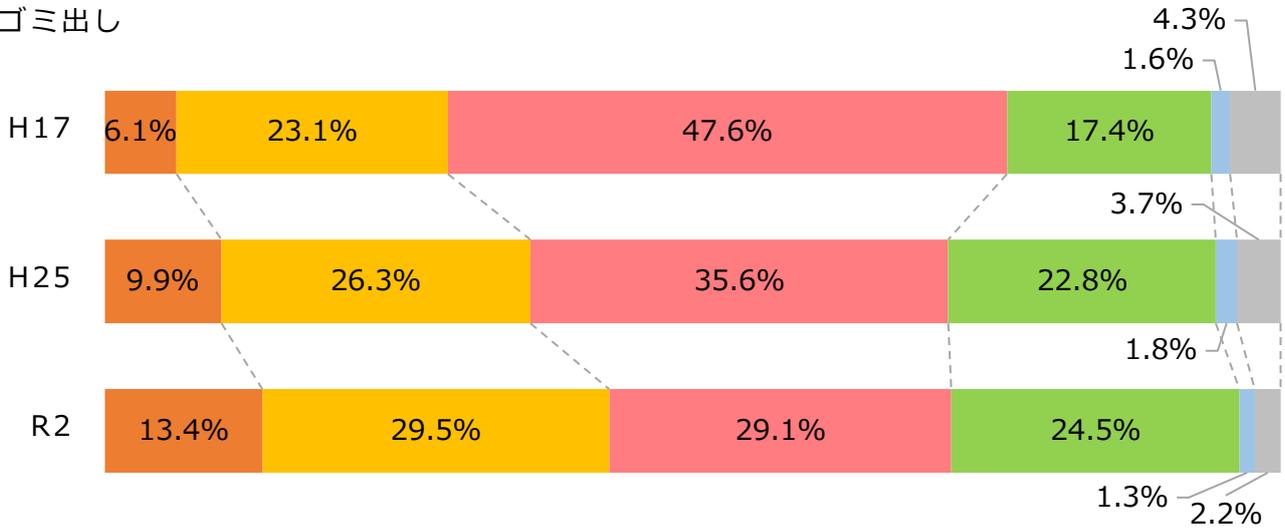
問)次にあげる家庭の仕事は、だれの役割だと思いますか。



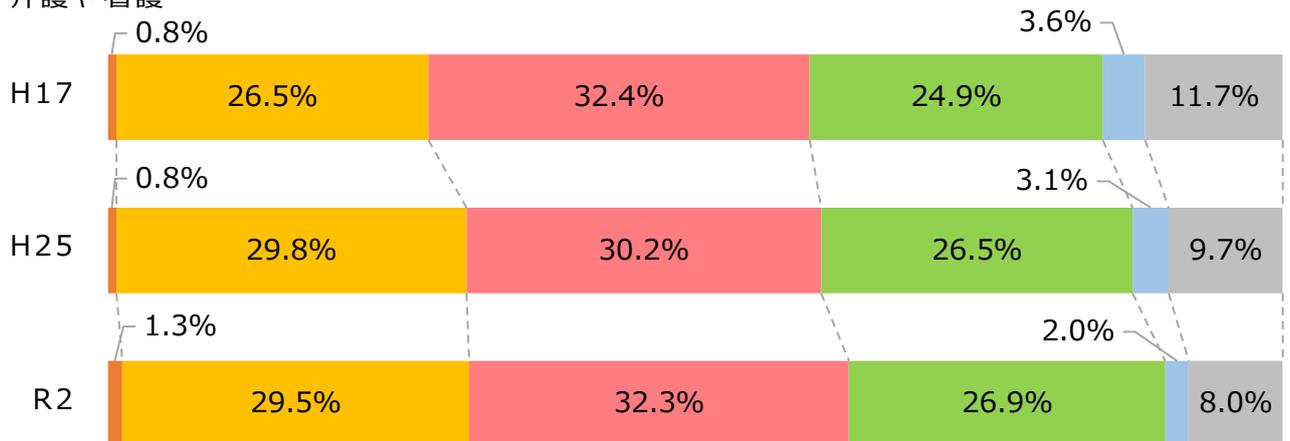
問)次にあげる家庭の仕事は、だれの役割だと思いますか。(つづき)



ゴミ出し



介護や看護



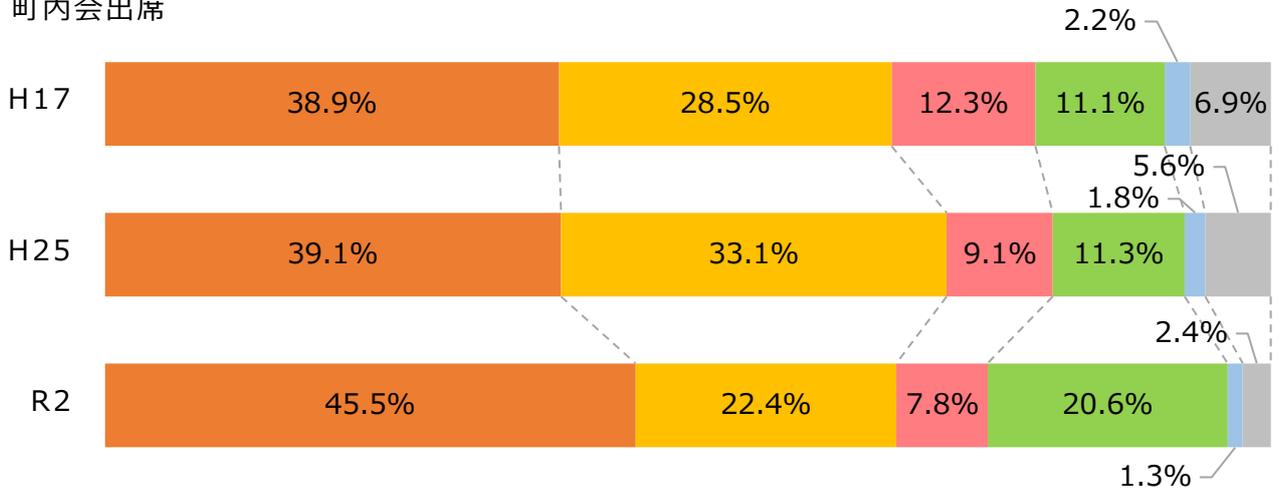
育児・教育



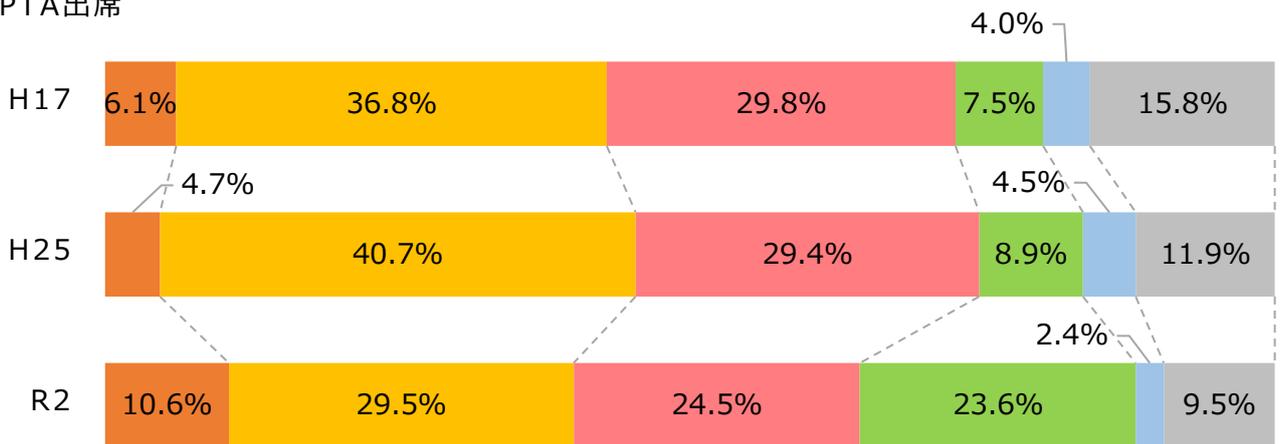
問)次にあげる家庭の仕事は、だれの役割だと思いますか。(つづき)



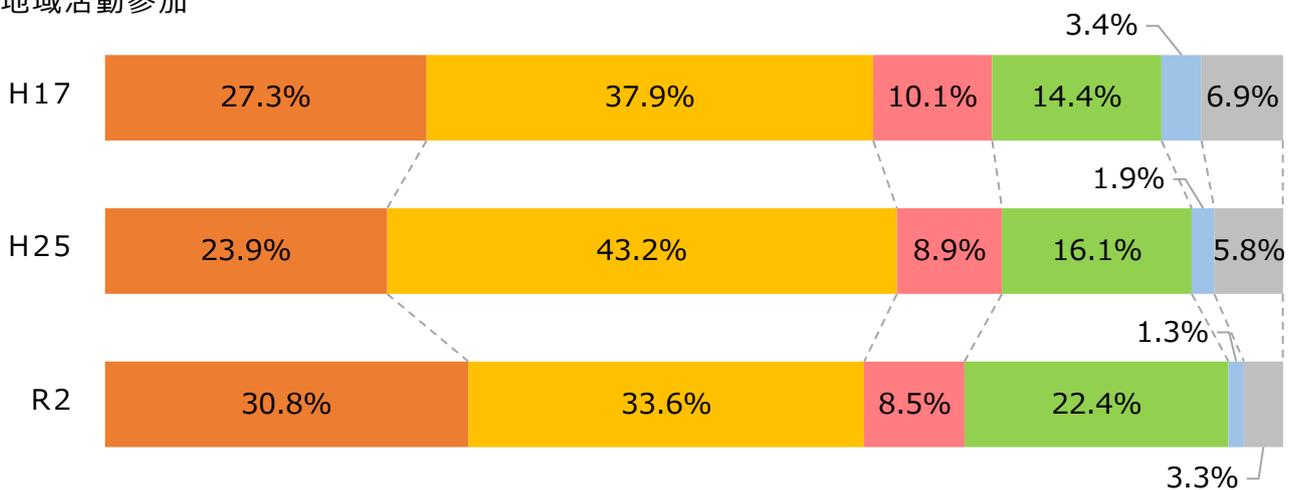
町内会出席



PTA出席



地域活動参加



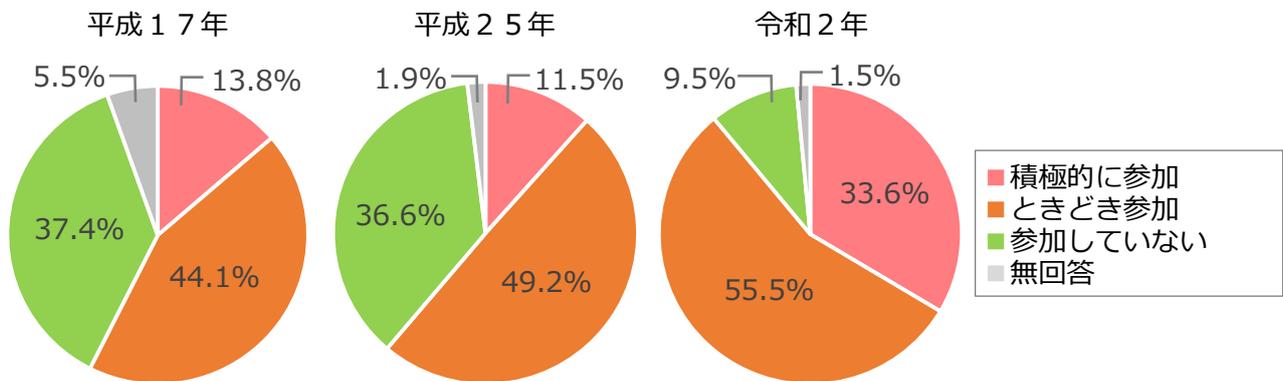
(4) 地域とのつながりについて

人々の生活や価値観が複雑・多様化するにつれて、地縁に基づく地域活動は、一部に空洞化がみられるようになったといわれていますが、町民に対する意識調査では、「積極的に参加している」「ときどき参加している」との回答が増加しています。

その内容は、町内会や老人会、婦人会、青壮年会など地域に密着した組織への参加が約60%を占め、趣味や教養、スポーツなどの教室やサークル、クラブなどへの参加が約20%となっています。

また、近年は地域における自治会・町内会などの組織や、PTA・子ども会などのボランティア組織では、女性の参加が多く見られるようになったにもかかわらず、組織を代表する立場や組織の意思決定の場には男性が就く割合が高く、活動の中にも固定的な性別役割分担がまだ残っている傾向が見られます。

問)あなたは仕事以外で他の団体やグループ等の地域活動に参加していますか。



(5) 仕事や職場環境について

働きたい人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、経済社会の活性化という意味でも重要な意義を持ちます。

生産年齢人口（15～64歳）の就業率は、男女ともに上昇しており、特に女性が著しく上昇しています。子育て期の25～44歳の就業率が上昇していることなどが理由として挙げられ、M字カーブ問題の解決に向けて前進している状況です。

ただし、近年その差は縮まりつつあるものの男性に比べて女性労働者の給与水準は低い状況が続いているほか、妊娠・出産・子育て等を理由とした、女性に対するハラスメント解雇なども依然として大きな問題となっています。町民アンケートでも職場でのセクハラが「あると思う」「多分あると思う」の回答があり、女性の能力を最大限に活かすためには、ハラスメント防止対策等、就業環境の整備に向けた企業における積極的な取組を促進する必要があります。

さらに、農林漁業・商工業・サービス業などの自営業においては、仕事と生活の区別がつけにくく、女性の働きに対する正当な評価が不可欠です。

町民アンケートの「職場での男女平等感」では、女性より男性が優遇されていると不平等を感じてい

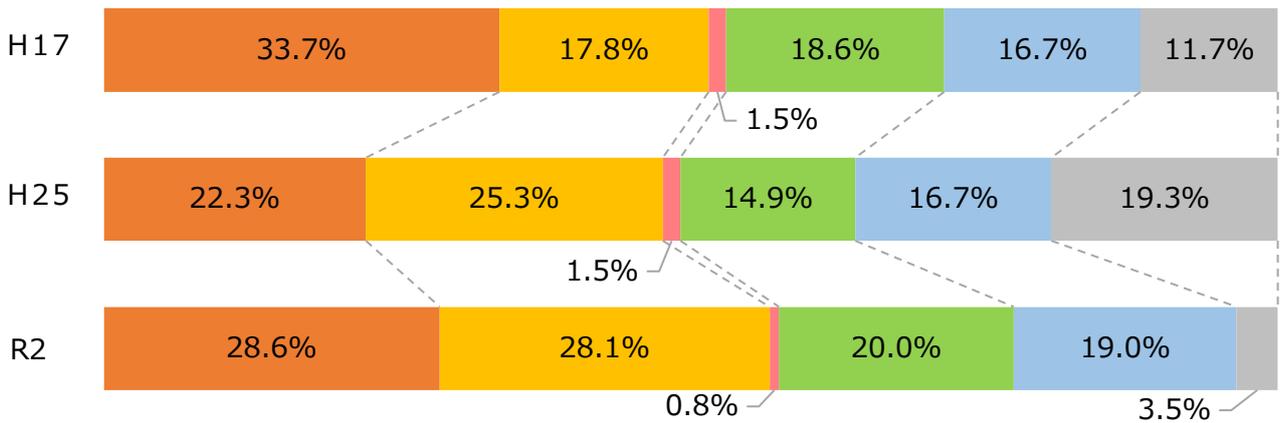
る割合が高くなっています。しかし、「平等である」と回答した割合が増加しており、男女雇用均等法や育児・介護休業法など、法律や制度の定着により、女性の働く環境は徐々に整備されています。

また、育児などによる女性の負担を軽減するため、男性が育児休業などを取得しやすくするなどの休暇取得体制の整備・強化など職場環境、意識向上は欠かせません。

問) あなたの職場では、役員などで男女が平等になっていると思いますか。



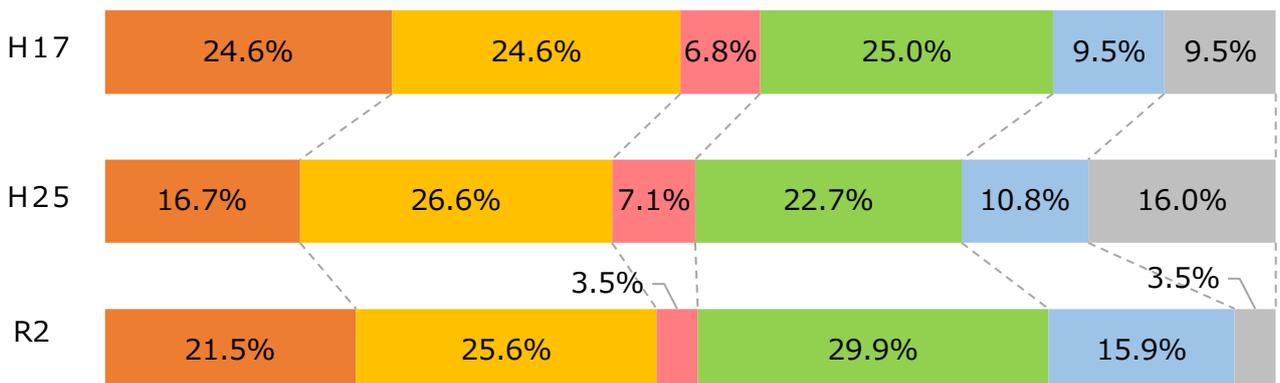
昇進・昇格



賃金



仕事の内容



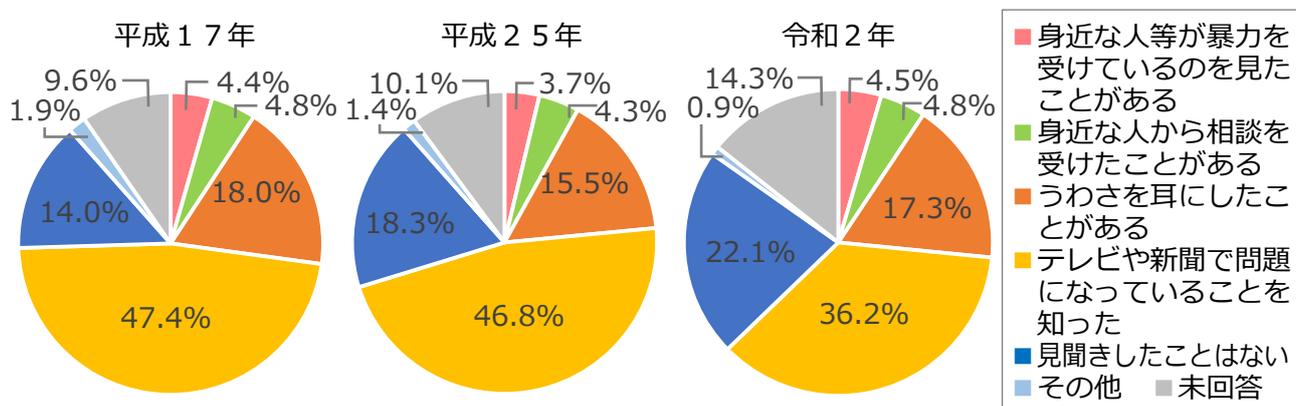
(6) 日常生活における暴力等(DV)について

町民アンケートの結果では、約30%が暴力を目撃、相談された、うわさを耳にしたと回答しており、身近にDV被害が存在しているという現状が明らかとなっています。

これら暴力の背景には、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性差別意識に根ざした社会的、構造的問題があると考えられています。

また、近年は全国的な感染症の拡大による経済の低迷、外出の自粛などの状況下で、配偶者のストレスが高まることなどによるDV被害の発生が増加しています。ほかに、従来からの夫から妻へという図式ではなく、妻から夫という状況も相談件数が増えており、新たな状況にも目を向けていく必要があります。

問) 配偶者やパートナーから継続的な暴力(なぐる、ける、罵倒する、行動や言葉を制限するなど)を受けるといった話しを見聞きしたことはありますか。



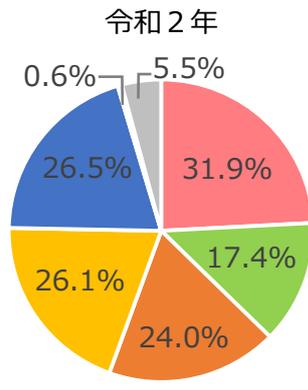
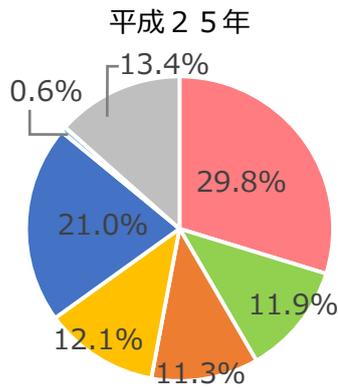
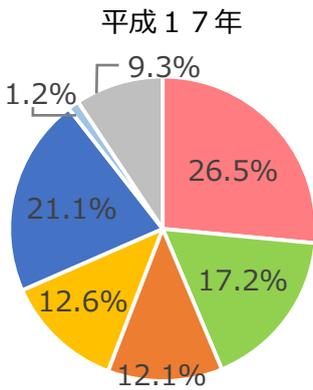
(7) 女性の自立について

女性の資格取得や社会参加について、町民アンケートでは、「積極的にしたほうがよい」と回答した割合が、前回の調査より増加しています。また、「家事や育児に影響しない範囲ならよい」という回答が減少しており、女性は育児や家事をこなさなければならないといった固定的な性別役割分担による活動の制限が、緩和傾向にあると見ることも可能でしょう。

女性の自立は言うまでもなく着実に進んでいると考えられますが、今後も女性が自らの意思で様々な分野へ積極的な参画ができるよう、女性の能力開発や技能向上のための学習機会や関連情報の提供・充実が求められます。

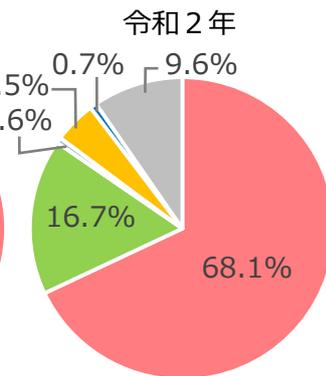
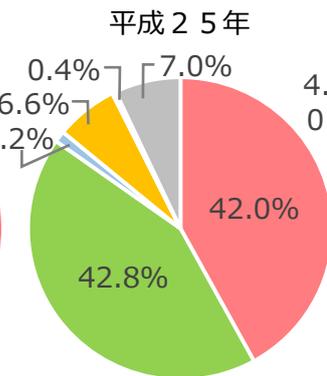
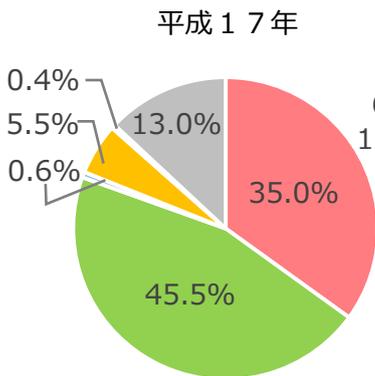
また、多くの事業所でも女性の積極的登用がなされているとは言い難く、町が率先して職員の女性管理職や女性の審議会、委員会等への登用を行うとともに、女性団体への活動支援をすることが必要です。

問) 女性の自立とはどういうことだと思いますか。(複数回答)

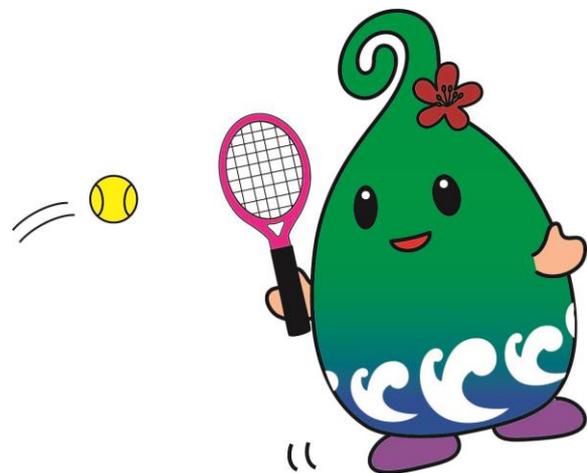


- 職業を持って、経済的にも自活できるようになること
- 職業を持たなくても家の中をきちんと管理し、自分なりの生き方ができること
- 社会人としての知識・教養を持ち、地域や社会に貢献できること
- 自分の趣味や生きがいなどを見つけ、充実した生活を送ることができること
- 自分の意見を持ち、自らの行動を自分の意志で決められること
- その他 ■ 無回答

問) 女性が資格取得や自己能力の向上などのためにいろいろなことを学んだり、社会参加したりすることについて、どのように思われますか。



- 積極的にした方がよい
- 家事や育児に影響しない範囲ならよい
- あまりしない方がよい
- わからない
- その他
- 無回答



3 審議会・委員会等における女性の登用割合

能登町の審議会・委員会等における女性の登用割合は 26.5% (平均)、町議会議員が 7.1%、役場一般行政管理職が 21.2%となっています。子ども・子育て会議委員の女性の割合が 77.8%で最も高い数値を示しています。全 26 審議会・委員会のうち、5 審議会・委員会では、女性の登用がありませんでした。

能登町における審議会・委員会の女性比率(令和2年度現在)

地方自治法(第180条の5)に基づく委員

	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性割合(%)	備考
1	教育委員会(新教育長を除く)	4	2	50.0	教育委員会事務局
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	総務課
3	監査委員	2	0	0.0	議会事務局
4	農業委員会	12	1	8.3	農業委員会事務局
5	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	総務課
6	公平委員会	3	1	33.3	総務課

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等

1	防災会議	13	0	0.0	総務課
2	国民保護協議会	11	0	0.0	総務課
3	行政改革推進委員会	7	1	14.3	総務課
4	有線放送番組審議会	7	2	28.6	総務課
5	顕彰審議会	4	1	25.0	総務課
6	都市計画審議会	12	3	25.0	建設水道課
7	障害支援区分認定審査会	5	2	40.0	健康福祉課
8	民生委員推薦会	7	1	14.3	健康福祉課
9	国民健康保険運営協議会	12	4	33.3	健康福祉課
10	介護認定審査会	16	9	56.3	健康福祉課
11	子ども・子育て会議	9	7	77.8	健康福祉課
12	予防接種健康被害調査委員会	10	0	0.0	健康福祉課
13	健康づくり対策推進協議会	15	4	26.7	健康福祉課
14	介護保険運営協議会	14	2	14.3	健康福祉課
15	公民館運営審議会	75	15	20.0	教育委員会
16	社会教育委員会	9	4	44.4	教育委員会
17	図書館協議会	5	2	40.0	教育委員会
18	文化財保護審議会	8	1	12.5	教育委員会
19	奨学生選考委員会	4	2	50.0	教育委員会
20	男女共同参画推進審議会	12	6	50.0	教育委員会

合 計	283	71	26.5	
-----	-----	----	------	--

参考(令和2年現在)

町議会議員	14	1	7.1	
役場一般行政管理職	66	14	21.2	課長補佐以上

4 まちの目指す姿(テーマ)

男女ともに生きがいのある社会をつくるためには、女性はもちろんのこと、男性への積極的な働きかけ、子どもたちからの意識づけが大切です。また、地域における男女共同参画事業の推進等を通して、一人ひとりがお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指する必要があります。そのため、第3次行動計画では、私たちが目指す未来の能登町における男女共同参画社会の姿(テーマ)を次のように考えました。

「町民一人ひとりが、お互いを尊重し、認め合うまち」 → **認め合うまち**

「男女がともに支え合い、いきいきと輝くまち」 → **輝くまち**

「活気と活力にあふれ、協働・共創のまち」 → **元気なまち**

「誰もが、いつでも安心して暮らすことができるまち」 → **安心できるまち**



男女とも登り

だんじよ のぼ

共同の舞台に

きょうどう ぶたい

能く支え合う

よ ささ あ

能登町

の とちょう



5 計画の基本理念

能登町では、条例第3条において本町における男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。第3次行動計画では第2次行動計画に引き続いて、この条例の基本理念を計画の基本理念とします。

<基本理念>

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

(3) 政策等の立案及び決定における共同参画機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活とその他の社会における活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮

男女が、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、双方の意思が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。

(6) 国際社会の動向を勘案しての男女共同参画

男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行うこと。

6 第3次行動計画において強調している視点

第3次行動計画においては、国の第5次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点に準じ、「基本目標」及び「施策の方向性と具体的な取組」から構成します。

「基本目標」は、協調している視点を基に、重点的に監視・評価すべき目標を定めます。

「施策の方向性と具体的な取組」においては、令和8年度末までを見通した「施策の方向性と具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」を設定します。

<強調している視点>

- ❖あらゆる分野における女性の参画拡大
- ❖安全・安心な暮らしの実現
- ❖男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第3章 施策の内容

1 基本目標と施策の方向性

第3次能登町男女共同参画行動計画は、次の4の基本目標と13の施策の方向性で構成しています。

<基本目標>

- (1) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- (2) 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現
- (4) 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

<施策の方向性>

- 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し★
- 人権を尊重する教育の充実と国際的な協調及び貢献
- 男性にとっての男女共同参画の推進
- 政策・方針の立案及び決定の場への女性の参画の拡大★
- 女性の人材育成と活躍の推進★
- 地域における男女共同参画の推進
- 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進★
- 教育・メディア等を通じた意識改革と理解の促進☆☆
- 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備★
- 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶☆
- 男女共同参画の視点に立った防災復興体制の確立
- 生涯を通じた女性の健康支援★

また、これらの基本目標と施策の方向性は、「認め合うまち」「輝くまち」「元気なまち」「安心できるまち」の4つの柱に位置づけられるものです。

なお、本計画は、配偶者暴力防止法第2条第2項および女性活躍推進法第6条第3項に規定する「市町村基本計画」としても位置づけます。計画全体が前記のために必要なものですが、特に強調すべき取り組みについては、配偶者暴力に関するものは☆、女性活躍に関するものは★を付しました。

2 計画の体系

基本理念

男女の人権の尊重

社会における制度や慣行についての配慮

政策等の立案及び決定における共同参画機会の確保

家庭生活とその他の社会における活動の両立

男女のお互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮

国際社会の動向を勘案しての男女共同参画

町の目指す姿

きょうどう ぶたい だんじょ のぼ
 共同の舞台に 男女とも登り

よく ささ あ のとちよう
 能く支え合う 能登町

基本目標

認め合うまち

元気なまち

輝くまち

安心できるまち

男女共同参画社会
 づくりにむけた
 意識の改革

方針の立案及び
 決定過程への
 女性の参画の拡大

職場・家庭・地域
 における
 男女共同参画の
 実現

女性の人権が
 推進・擁護
 される
 社会の形成

施策の方向性

③ 男性にとっての男女共同参画の推進

② 人権を尊重する教育の充実と
 国際的な協議及び貢献

① 男女共同参画の視点に立った
 社会制度・慣行の見直し

② 女性の人材育成と活躍の推進

① 政策・方針の立案及び
 決定の場への女性の参画の拡大

④ 男女がともに子育てや介護に
 携わることができる環境の整備

③ 教育・メディア等を通じた
 意識改革と理解の促進

② 労働の場における男女共同参画の
 確立とワーク・ライフ・バランスの推進

① 地域における男女共同参画の推進

④ 生涯を通じた女性の健康支援

③ 男女共同参画の視点に立った
 防災復興体制の確立

② 女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 生活上様々な困難を抱える人が
 安心して暮らせる環境の整備

3 施策の概要と具体的な取組

基本目標 I

男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

私たちの社会・身の周りは、習慣や制度などで男女の人権が尊重され平等になっているのでしょうか。現在、少子高齢化やグローバル化が進み、情報通信システムの普及・拡大等により、多くの情報が飛び交い、今までと異なった社会になっています。これからの時代に対応するためには人間として尊重され、誰もが個性や能力を発揮できるように、お互い努めなければなりません。

「男だから、女だから」ということで当たり前のようになっている習慣やしきたりにとわれることなく、お互いに理解し合い、相手を思いやりながら協力して生活を高めるように見直しを進め、意識を変えていきましょう。

また、男女共同参画社会を実現するための推進体制は十分でしょうか。住民・地域・事業所や各種団体等と協力、関係機関との連携を図り、情報の収集や交換・発信を社会の変革に貢献できるような推進体制を整えましょう。

成果目標

項目	現状（令和元年）	成果目標
家庭や地域の中の男女共同参画社会への理解度 （「進んでいる思う」と感じる人の割合）	14.3%	30%以上
「男は仕事、女は家庭」という考え方について （「そう思う」と考える人の割合）	7.6%	5%以下
家庭における役割について【食事のしたく】 （「夫婦同じ程度」と感じる人の割合）	14.7%	30%以上
家庭における役割について【介護や看病】 （「夫婦同じ程度」と感じる人の割合）	29.5%	50%以上
家庭における役割について【育児・教育】 （「夫婦同じ程度」と感じる人の割合）	39.9%	50%以上

施策の方向性

①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し★

ア. 男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供

各種調査の実施や統計資料・関連情報を広く収集・分析し、能登町における男女共同参画の現状の把握に努め、その結果を広く町民に提供します。

具体的な取組	所管課
男女共同参画に関する町民の意識・実態調査の実施	教育委員会事務局
行動計画及びダイジェスト版の作成・発行	

イ. 男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実

習慣やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

具体的な取組	所管課
町広報誌・有線放送等での広報・啓発活動の実施	教育委員会事務局
企業・団体等への啓発促進	

②人権を尊重する教育の充実と国際的な協調及び貢献

ア. 男女の人権の尊重に関する啓発及び教育の充実

全ての人がその生き方を等しく尊重される社会の実現に向け、人権に関する教育・学習の充実を図ります。

具体的な取組	所管課
人権の尊重や男女共同参画に関する研修等の実施	総務課 住民課 教育委員会事務局
道徳教育の充実	教育委員会事務局

イ. 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進

男女共同参画を推進する上で重要な国際的な規範の周知・浸透を図るため、様々な領域での教育・啓発を進めるとともに、国際交流等を通じた多様な価値観の理解促進に努めます。

具体的な取組	所管課
国際的な情報の収集・提供	教育委員会事務局 ふるさと振興課
海外派遣事業など国際交流・異文化理解を深める事業の開催	
海外からの教育旅行や観光・体験旅行の受入	

ウ. 外国人が安心して交流し、暮らせるための環境の整備

国籍や文化などの違いに関わらず外国人住民が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や日本語の学習機会などの学習支援の充実を図るとともに、町民の多文化共生への理解を深め、外国人住民が暮らしやすい環境の整備を進めます。

具体的な取組	所管課
外国人への教育・住宅・就労支援等の充実	各課
多言語への対応（行政通訳員の登録や配置など）	総務課

③男性にとっての男女共同参画の推進

ア. 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性が家族の一員として責任を持ち、家事・育児・介護などの家庭における役割を担うことができるよう、児童期を含むあらゆる世代に対して、知識・技術の習得機会の提供に努めます。

具体的な取組	所管課
父親参観日等、父親の社会参画を促す取り組みへの支援	教育委員会事務局
男性のための家事・育児・介護等の出前講座の開催	

イ. 男性の地域活動への参画促進

地域社会を男女がともに担うためにも、地域活動に参画する従業員への雇用者側への配慮等、特に男性に対する活動機会の確保や情報の提供を促進します。

具体的な取組	所管課
働き方の見直し、休暇取得の促進	総務課 ふるさと振興課
企業や団体等に向けた働きかけや支援	
生涯学習施設（公民館など）における活動機会の確保	教育委員会事務局

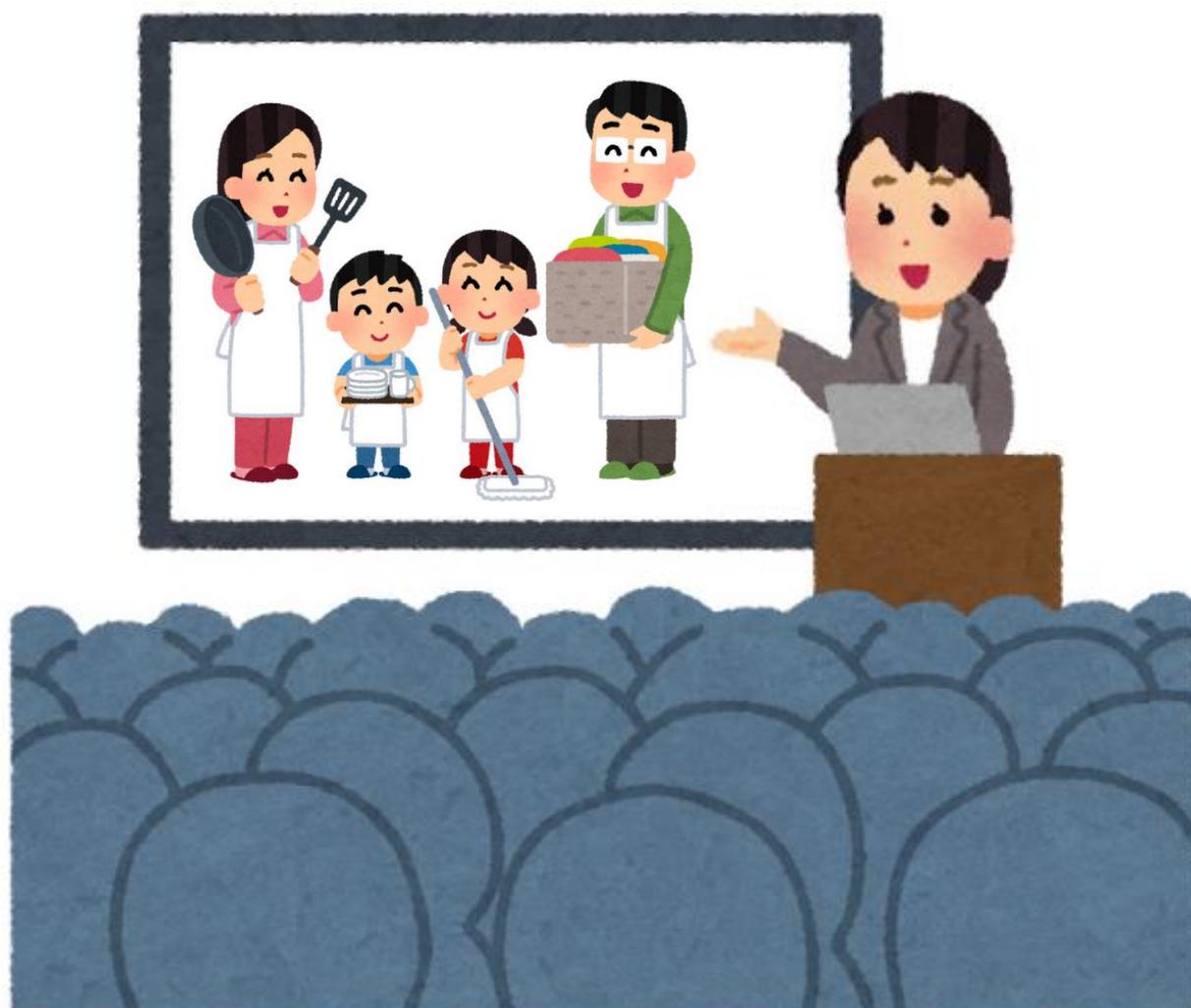
ウ. 男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援

男性の長時間労働の見直しを行うとともに、男性自身の固定的性別役割分担意識の解消のため、男性向けの相談体制の充実を図ります。

具体的な取組	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	ふるさと振興課 総務課
男性向けの相談事業（仕事・家庭・夫婦関係など）の実施	教育委員会事務局 健康福祉課

私たちができること

- ❖習慣やしきたりの中に、不合理なものがないか男女共同参画の視点で見直しましょう。
- ❖家族はお互いが尊重し合い、話し合いを大切にして思いやり、「ありがとう」が自然に言い合える円滑な家庭を作りましょう。
- ❖講習会や研修会などに参加するなど、男女共同参画について日頃から関心を持ちましょう。
- ❖介護や家事が誰かに偏ることがないように、男女共に協力し合いましょう。
- ❖母親に負担のかかりやすい子育てについては、学校や保育園、地域の行事などに父親も積極的に加わり、共に協力して子育てをしましょう。
- ❖外国から来ている人達と交流を深めて、助け合いながら国際的視野をひろげましょう。



基本目標Ⅱ

方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

地域行政のさまざまな方針・施策決定の場では男女がともに意見を述べ、決定に参加しているでしょうか。

さまざまな分野において女性の参画は増えてきているものの、施策の内容方針の立案及び決定過程の場における女性の登用は、依然として低い状況にあります。女性が自らの意思でさまざまな分野へ積極的な参加ができるよう、女性の能力開発や技能向上のための研修や講習会等、情報提供及び女性団体への活動支援など女性が参加しやすい環境づくりにつとめ、各種審議会や委員会への女性の登用を積極的に進めましょう。

成果目標

項目	現 状（令和2年）	成果目標
能登町議会議員に占める女性の割合	7.1%	20%以上
町一般行政職の課長級に占める女性の割合	8.3%	10%以上
町一般行政職の課長補佐級に占める女性の割合	29.3%	35%以上
町一般行政職の係長級に占める女性の割合	40.0%	45%以上
町の審議会等に占める女性の割合	26.5%	30%以上
自治会長（町会・区長会）に占める女性の割合	1.0%	10%以上

施策の方向性

①政策・方針の立案及び決定の場への女性の参画の拡大★

ア. 町審議会等への女性の参画促進

町の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集・整理し、それを提供するほか、各審議会の構成の見直しや充て職の緩和等により、各種審議会等委員への女性の登用に努めます。

具体的な取組	所管課
町審議会等への女性の参画促進	各課
女性委員のいない審議会等の登用検討	

イ. 町の女性職員の積極的な登用

町の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、研究の充実や能力・実績により、町役場や教育委員会などにおける女性職員の管理・監督職への登用や職域拡大を推進します。

具体的な取組	所管課
町女性職員の管理・監督職への登用促進	総務課
町女性職員の職域拡大と能力の開発	

ウ. 事業所における方針決定への女性の参画促進

事業所や各種団体における方針決定過程へ女性が参画できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）やダイバーシティ（多様性）マネジメントの周知などに努めます。

具体的な取組	所管課
事業所や各種団体等が行う意識啓発や各種活動の支援	教育委員会事務局
女性の活躍に関するイベント、セミナー等の開催	
女性の活躍に積極的な事業所の表彰及び周知	

エ. 地方の政治における女性の参画拡大

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することに努めます。

具体的な取組	所管課
地方議員における議員の両立支援体制の整備等も含めた環境整備の推進	議会事務局
女性の地方公共団体の長や議会議長のネットワーク形成の推進	

②女性の人材育成と活躍★

ア. 女性の人材育成施策の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できるようにするため、学習機会や関連情報の充実に努めます。

具体的な取組	所管課
人材育成事業の充実	教育委員会事務局
女性の人材リストの作成と活用	

イ. 女性のキャリア形成と能力発揮への支援

働く場において女性が能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成や職業能力の開発・向上の支援を行うと同時に相談体制の充実に努めます。

具体的な取組	所管課
女性の就労支援事業（ロールモデルや企業情報の紹介など）の実施	教育委員会事務局 ふるさと振興課
女性リーダー育成事業（養成プログラムやキャリア教育など）の実施	
女性活躍加速化助成金等の支援制度の促進	

ウ. 女性の起業や再就職への支援

起業をめざす女性に対して、必要な知識・技術の習得に関する支援を行うとともに、育児・介護等により、就業を中断した女性労働者の職業経験や実績を活用するため、企業等に対して再雇用制度の導入を働きかけるなど、女性の再就職を支援します。

具体的な取組	所管課
事業の立上げから運営までをワンストップで支援する仕組みの構築	教育委員会事務局 ふるさと振興課
民間金融機関や民間企業による多面的支援への働きかけ	
就労支援講座等の開催と情報発信	

私たちができること

- ❖いつも町政やまちづくりに関心を持ち、積極的に発言しましょう。
- ❖自治会活動などへ男女問わず積極的に参加、または参加できる環境づくりに努め、地域づくりの担い手を育てましょう。
- ❖男女共に政策の立案、決定などの意思決定の場へ参加するため、学習の機会をとらえ能力を高めましょう。
- ❖男女がともに、若い世代や高齢者などと情報を交換するなど、世代を超えて交流を盛んにしましょう。

基本目標Ⅲ

職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

家庭では、男女がともに家族としての責任を果たしながら助け合って生活し、お互いが安らいでいるでしょうか。

家庭は、職場や学校、社会での活動など、あらゆる活動の原点であり、家族全員が助け合いながら、しつけや社会への関心を深めて人間として成長するための社会生活の土台となる大切な場所です。少しずつ改善はされてきていますが、長年の習慣や世代間の考え方や違いなどから女性にまだ家事が集中する傾向が見られます。家族みんなで安らぎのある温かい家庭を築きましょう。

また、男女が安心して仕事や家庭生活（家事、育児、介護など）を両立させて、男女共に助け合いながらイキイキと活動できるような地域や社会での仕組みづくりをしましょう。

成果目標

項目	現 状（令和元年）	成果目標
家庭のなかでの男女の不平等感について （「平等である」と感じる人の割合）	31.9%	50%以上
職場のなかでの男女の不平等感について （「平等である」と感じる人の割合）	27.8%	50%以上
地域活動のなかでの男女の不平等感について （「平等である」と感じる人の割合）	24.5%	50%以上
職場における男女の不平等感について【昇進・昇格】 （「平等である」と感じる人の割合）	28.1%	50%以上
職場における男女の不平等感について【賃金】 （「平等である」と感じる人の割合）	32.7%	50%以上
職場における男女の不平等感について【仕事の内容】 （「平等である」と感じる人の割合）	25.6%	50%以上
女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況	—	100%
P T A会長（小・中学校）に占める女性の割合	22.2%（令和2年）	30%以上

施策の方向性

①地域における男女共同参画の推進

ア. 地域の各種団体における女性の参画促進

地域団体における方針決定の場への女性参画を促進するため、あらゆる機会・媒体を活用した啓発活動に努めるとともに、男女がともに自分たちの住む地域づくりに参画する気運の醸成を図ります。

具体的な取組	所管課
地域団体役員への男女共同参画の理解促進	教育委員会事務局
県男女共同参画推進員及び町男女共同参画推進審議会の活動の支援	

イ. 男女共同参画を実現するための地域活動支援と住民活動の促進

地域活動に根ざした男女共同参画を推進するため、男女がともに担うNPOやボランティア組織の活動について、積極的な協働・支援に努めるとともに、住民との協働による地域活動等を促進します。

具体的な取組	所管課
NPO・ボランティア活動に関する支援	住民課 健康福祉課
環境保全活動への参画促進等、地域活動への支援	

ウ. 地方創生における女性の活躍推進

将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、国と地方が一体となった地方創生に当たっては、女性の活躍がカギであることを認識し、地域の実情に応じた働く場の確保や働き方改革の取組を始め、地域における女性の活躍を推進します。

具体的な取組	所管課
能登町創生総合戦略における女性の活躍の場の実施	ふるさと振興課



②労働の場における男女共同参画の確立と ワーク・ライフ・バランスの推進*

ア. 雇用における男女平等な機会と公平な待遇の確保の推進

雇用の場における男女の均等な機会の待遇を確保するため、男女雇用機会均等法等の一層の定着が図られるよう、企業等への普及啓発を推進するとともに、雇用の場における男女差別の解消と就業条件の整備に向けた相談体制の充実を図ります。

具体的な取組	所管課
企業等を対象とした普及・啓発	ふるさと振興課
労働相談体制の強化	
労働に関する実態調査	
在宅等、多様な働き方の支援	

イ. 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに職業生活と家庭・地域活動を担うことができるように、事業者への啓発やさらなる取組を促すとともに、両立支援制度の導入・定着、労働時間の短縮など、仕事と家庭・地域活動が両立できる環境づくりを進めます。

具体的な取組	所管課
育児・介護休暇制度の普及促進	ふるさと振興課
労働金庫勤労者貸付金制度の周知	
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	ふるさと振興課 教育委員会事務局
企業・団体を対象とした出前講座の実施	教育委員会事務局
町職員の育児休業等の取得促進	総務課
町職員の超過勤務等への意識啓発と事務の簡素・合理化の推進	
テレワーク等のICT活用による働き方の多様化と制度・環境づくりの推進	各課

ウ. 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援

パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義もある一方、正社員と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の格差の一因になっているとの指摘もあります。

このため、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇推進の取組としてパートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇推進等、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた取組を推進します。

具体的な取組	所管課
「パートタイム労働法」に基づく事業主等への啓発	ふるさと振興課
賃金制度導入促進に向けてのガイドラインやマニュアルの作成・提示	
労働者の選択に応じた職業能力開発機会の確保とサポート体制の整備	
「労働者派遣法」に基づく雇用の安定と保護等に向けた支援	

③教育・メディア等を通じた意識改革と理解の促進☆☆

ア. メディアにおける女性の人権尊重への推進

人権尊重や男女共同参画の視点を持った情報発信を行うとともに、町民のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力）の向上を支援します。

具体的な取組	所管課
男女共同参画の視点に立った公的広報物（行動計画のダイジェスト版）の作成と配布	教育委員会事務局
メディア・リテラシーをテーマとした啓発講演会等の開催	
町が発行する広報誌や刊行物における表現の配慮	各課

イ. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

女性の能力が十分に発揮できるように情報の収集・提供に努め、女性が希望に応じたチャレンジが容易となる男女共同参画社会を目指します。また、社会参画に意欲のある女性に対し、女性の成功事例や研修会等の紹介や企業トップに学ぶ講演会等の開催など、チャレンジ促進支援を行います。

具体的な取組	所管課
女性のチャレンジを促進するための広報・啓発	教育委員会事務局
各種研修会等の充実	

ウ. 学校教育の分野における女性の参画拡大

学校教育機関において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。また、学校教育全般にわたり、児童・生徒の発達段階に応じて、人権尊重の視点にたった男女平等教育の充実に努めます。

具体的な取組	所管課
小・中学校における校長・教頭等の女性登用への働きかけ	教育委員会事務局
体系的・計画的な管理職の養成・研修等の推進	
人権尊重の視点に立った男女平等教育の推進	
道徳教育の充実	



④男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備★

ア. 多様なニーズに対応した子育て支援策の充実

働きながら安心して子育てができるよう、多様なニーズの把握に努めるとともに、保育サービスなどをはじめとする子育て支援制度や子育てに関する相談体制の充実を図ります。

具体的な取組	所管課
「いしかわエンゼルプラン 2020」の着実な推進	健康福祉課
多様な保育サービス（土曜日保育など）の提供	
ファミリー・サポート・センターの運営	
放課後児童クラブの運営	
子育てに関する相談体制（マイ保育園登録制度等）の充実	

イ. 多様なニーズに対応した介護支援策の充実

介護支援や生活支援等のサービスの充実を図り、介護者の負担軽減を図っていくことで、介護と仕事を両立しやすい環境を整備します。

具体的な取組	所管課
男性の家族介護者教室参加への啓発	健康福祉課
高齢者の栄養改善男性料理教室の開催	
介護支援専門員の充実と技能習得に対する支援	
高齢者を対象とした各種福祉サービスの充実	

私たちができること

- ❖学校や職場、家庭や地域で男女がパートナーとして協力しましょう。
- ❖職場では、お互いが気持ちよく働けるような環境づくりに努めましょう。
- ❖共に個性や能力を発揮できるような職場づくりのために、男女の役割分担を見直し改善しましょう。



基本目標Ⅳ

女性の人権が推進・擁護される社会の形成

あなたの身の回りには、さまざまな虐待や差別的な言動はないでしょうか。平和で安らぎと生きがいのある生活を誰もが願っています。しかし、虐待や差別的言動は人目につかないことが多く、自覚がないままに不愉快な言葉を使うことがあるだけに、特別な注意をしなければなりません。誰もが大切にされ、安心して暮らせる社会をみんなで作りましょう。

一方で、家族形態の変容に伴って単身世帯やひとり親世帯が増加する中で、貧困や教育、就労等の機会を得られないといった、さまざまな困難を抱える人が増加しています。さらに、近年、男女共に正規雇用者の割合が減少し、特に女性の非正規雇用者の割合が増加し、不安定な雇用状況に置かれています。

そのようなことから、女性は男性に比べて貧困に陥りやすく、特に高齢単身女性や母子世帯でそのリスクが高いという状況にあります。

また、障害のある人や、町内で生活する外国人は、女性であることで、さらに複合的な困難を抱える場合が少なくありません。

そのため、困難を抱える人が安心して生活していくための環境を整えましょう。

成果目標

項目	現状	成果目標
職場でのセクシュアル・ハラスメントについて （「ある」「多少ある」と感じる人の割合）	27.0% （令和元年）	なくす
DVについての話を見聞きしたことはあるか （実際に見聞きしたことがある人の割合）	9.3% （令和元年）	なくす
能登町なんでも相談「カナリア」の相談件数のうち DVに関する相談件数	1件 （令和元年）	なくす
防災会議委員に占める女性の割合	0.0% （令和元年）	20.0%以上
平均寿命【男女別】（全国平均） ※厚生労働省平成30年簡易生命表ほか	男性：81.2歳 女性：87.3歳 （平成30年度）	男性：84.2歳 女性：90.3歳
健康寿命【男女別】（石川県） ※いしかわ健康フロンティア戦略2018より	男性：72.6歳 女性：75.1歳 （平成28年度）	男性：81.0歳 女性：87.2歳
子宮がん検診受診率（能登町） ※目標値：能登町健康づくり計画	24.0% （令和元年度）	25.0%
乳がん検診受診率 ※目標値：能登町健康づくり計画	28.0% （令和元年度）	28.5%
妊娠中の喫煙率・飲酒率【30～31週頃受診】 ※いしかわ健康フロンティア戦略2018、 母子保健報告 妊婦一般健康診査受診状況より	喫煙率：2.4% 飲酒率：3.2% （平成28年度）	なくす

施策の方向性

①生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

ア. 高齢者や障害のある人が自立して生活ができるための支援

高齢者や心身に障害のある人が安心して生活できるように、生活基盤の整備や、就労、社会参加の促進に努めます。

具体的な取組	所管課
地域生活環境のバリアフリー化（支え合い駐車場の整備など）の促進	各課
地域包括支援ネットワークの構築	健康福祉課
地域包括支援センターによる総合相談等の実施	
医療費の助成（障害者医療費・障害児援護など）支援	
福祉タクシー料金の利用助成	

イ. ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への支援

ひとり親家庭の父母や子どもの生活安定のため、各種自立支援事業や相談事業の充実を図ります。

具体的な取組	所管課
ひとり親家庭等への医療費の給付	健康福祉課
ひとり親家庭に対する相談指導の実施	

ウ. 貧困など様々な困難を抱える人への支援

経済的に困窮している家庭に対して、安心して生活ができるように様々な支援を行うとともに、非正規雇用を余儀なくされている人に対する就労支援を行います。

具体的な取組	所管課
不就労状態及び非正規雇用で働く若者への支援	ふるさと振興課
協力企業に関する情報の収集と提供	
就業支援や学び直し支援	
生活の支援	健康福祉課

②女性に対するあらゆる暴力の根絶☆

ア. 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

DVの未然防止のため、幼少期からのあらゆる機会を通じ、お互いの人権を尊重する教育に取り組みます。また、職務関係者のDVへの理解を深め、二次被害の防止に努めます。

被害者については、安全な生活を送ることができるよう、各種の支援窓口の情報を周知し、それぞれの状況に応じた相談を受けられる体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化し、迅速な保護に努め被害者の情報管理を徹底します。

具体的な取組	所管課
DV・児童虐待防止啓発運動の実施	健康福祉課 教育委員会事務局
「男女共同参画週間」や「人権週間」等を通じた意識啓発	住民課 教育委員会事務局
女性（婦人）相談員による女性相談の実施	健康福祉課
町民意識調査等による実態把握と調査研究	教育委員会事務局
能登町なんでも相談「カナリア」の窓口開設の強化	
緊急時における安全確保	総務課 健康福祉課 教育委員会事務局
住民票の交付時におけるDV等被害者の保護	住民課
関係機関によるネットワークの構築 （民生児童委員、人権擁護委員、石川県、警察、児童相談所、能登町青少年育成センター、DVホットライン、石川県女性相談支援センターなど）	各課

イ. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、男女の上下関係や力関係を背景にして起こる重大な人権侵害であるという理解を広めるとともに、パワー・ハラスメントなど他のハラスメントを含め、それを防止するための研修の充実を図ります。

具体的な取組	所管課
セクハラ・パワハラ等の防止に関するセミナーの開催	ふるさと振興課 教育委員会事務局
セクハラ等の定義の周知や防止・解消に向けた啓発	
セクハラ・パワハラなどの防止等に関する研修の実施	総務課 教育委員会事務局

ウ. 子どもに対する性的な暴力の根絶

家族を初めとする身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、子どもに対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を実施します。

また、防犯・安全対策を強化し、街頭指導や実態の把握に努めるとともに、児童ポルノ、児童買春防止対策の総合的な対策を推進します。

具体的な取組	所管課
関係機関の連携等による虐待の早期発見	健康福祉課 教育委員会事務局
被害を受けた児童に対する相談・支援	
通学路や公園等への巡回	
児童ポルノの排除に向けた運動の推進	
出会い系サイトやSNS等に起因する児童買春等の防止対策	

③男女共同参画の視点に立った防災復興体制の確立

ア. 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進

防災時における男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設営・運営体制を確立するとともに、発災後、女性や子ども等の多様なニーズに対応した支援を行うため、各種啓発情報の提供に努めます。

具体的な取組	所管課
防災対策や避難所運営に関する出前講座等の実施	危機管理室
地域防災計画や避難所、伝達方法マニュアル等の作成と見直し	
防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
防災の現場における女性の参画拡大	
教訓を活かした防災訓練・防災研修の充実	

イ. 復旧・復興における男女共同参画の推進

能登半島沖地震を踏まえ被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立します。

具体的な取組	所管課
復旧・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	危機管理室
被災地における生活再建や就労支援の推進	

④生涯を通じた女性の健康支援★

ア. 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

生涯を通じた健康維持には、疾患の罹患状況が男女で異なることなどを鑑み、性差に応じた的確な医療を受けることが必要です。特に女性については、その心身の状況が思春期、出産期、高齢期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目し、長期的、継続的かつ総合的な観点に立って健康の増進を推進します。また、薬物乱用等の健康を脅かす問題についての対策を推進します。

具体的な取組	所管課
包括的な健康支援のための体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 女性の健康に関する教育活動、広報活動を通じた知識の普及啓発 保健医療サービスを専門的又は総合的に提供する体制の整備 健診・保健指導の推進 子宮がん・乳がん検診等の充実と検証 	健康福祉課 公立宇出津総合病院
ライフステージ別の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> H I V / エイズや性感染症の検査、相談の実施 各種検査の受診率向上 健康寿命の延伸を実現する施策の実施 	
健康を脅かす問題についての対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用に関する教育・啓発の充実 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供 受動喫煙の防止 	健康福祉課 教育委員会事務局

イ. 性や妊娠・出産等に関する健康支援

性や妊娠・出産等について、正しい知識の習得を支援するとともに、子どもたちが性について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、意識啓発と教育に努めます。

また、妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制を構築します。

具体的な取組	所管課
学校教育活動全体を通じた性教育の充実	教育委員会事務局
学校向け出前講座や地域人材を活用した性教育の充実	
早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診等の保健サービスの充実	健康福祉課 公立宇出津総合病院
不妊治療に係る経済的負担の軽減	
不妊・不育の専門相談体制の充実	
妊産婦等を支える地域の包括的支援体制の構築	

ウ. 医療分野における女性の参画拡大

医療従事者については、既に女性の割合が高い業種も含め、医師、看護師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスの確保、女性の就業継続・再就業支援等を進めるとともに、医療機関や関係団体の組織の多様化を図り、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画が十分でない業種については、その拡大を働きかけます。

具体的な取組	所管課
復職支援や勤務体制の柔軟化	公立宇出津総合病院
修学資金の支援等による医師・看護師・薬剤師等の確保	
医療法に基づく勤務環境改善の取組の推進	
医療機関における職場の上司や同僚の理解促進	

私たちができること

- ❖人間としての尊厳を大切に接し、暴力的な言動や差別などのないよう常に心がけましょう。
- ❖男女共に、出産・子育て・介護などで再就労が困難になる場合があります。育児・介護休暇や福祉の情報などを有効に活用しましょう。
- ❖妊娠・出産をする女性の心身の健康に配慮し、みんなで支え合いましょう。
- ❖DVや性についての正しい知識を子どもたちに伝え、自分を大切にして、相手を尊重する心を育てましょう。

第4章 計画の推進

計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実行性のあるものとするため、次のような体制を整えます。

1 計画を推進する体制の充実

①男女共同参画推進審議委員の委嘱

男女共同参画の推進に向け、学識経験者、関係団体からの推進による者、公募による者のうちから、町長が推進審議委員に委嘱します。

②男女共同参画推進審議会 of 機能充実

能登町男女共同参画推進条例第16条に基づく、町長の付属機関である「能登町男女共同参画推進審議会」において町長の諮問に応じ、計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審査審議します。

③男女共同参画に関する調査研究

男女共同参画社会形成に向け、問題点の把握や調査・研究を行い、各課と連携を図りながら施策の着実な実施に努めます。

④男女共同参画に関する苦情・相談への対応

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる町の施策に関する苦情については、適切かつ迅速に対応します。

⑤国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携に努めます。

2 町民参画による推進体制の拠点の充実

①町民参画の推進

団体・グループ、事業者、各種組織による男女共同参画を推進するための情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努めます。

また、町民参画や町民との協働のあり方については、「能登町民憲章」や「能登町教育振興基本計画」、「能登町総合計画」及び各種条例等に基づき、男女共同参画の視点から推進します。

②男女共同参画を推進する拠点機能の充実

男女共同参画社会の実現に向け、町民が主体的に活動を展開する場として、また女性に対する支援となる相談事業を担う場として「女性センター」的機能を有する施設の設置を検討する必要があります。

3 施策の実施状況の公表

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、毎年その推進情報を確認します。

4 計画の見直し

社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



第5章 参考資料

1 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

最終改正：平成十一年十二月二十二日号外法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が

男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

2 能登町男女共同参画推進条例（平成二十三年三月十八日条例第三号）

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第15条）

第3章 能登町男女共同参画推進審議会（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 営利、非営利を問わず、町内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する他の者の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、双方の意思が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び効率的に実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に向けた取組（積極的改善措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 町長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ能登町男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、行動計画の策定に当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 町長は、行動計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(調査研究)

第9条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 町は、町民及び事業者と連携しつつ、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 町は、広報活動等を通じて、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(町民及び事業者に対する支援)

第12条 町は、町民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第13条 町長は、町民及び事業者から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合においては、適切かつ迅速に処理するものとする。

(基本理念を尊重した教育等)

第14条 町は、学校教育において、基本理念を尊重した教育を行うものとする。

2 町は、生涯にわたる教育において、基本理念を尊重した学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第15条 町長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 能登町男女共同参画推進審議会

(設置)

第16条 町長の附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、能登町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第17条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行動計画に関し、第8条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する施策に関する事項について調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、町長に対し、意見を述べること。
- (4) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、町長に対し、意見を述べること。

(組織)

第18条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第19条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体からの推薦による者
- (3) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開かれる会議については、

町長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 雑則

(規則への委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年3月に策定された「能登町男女共同参画プラン」は、第8条第1項の規定により策定された計画とみなす。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和1年6月26日号外法律第46号

改正内容：令和1年6月26日号外法律第46号[令和2年4月1日]

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと

同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を

行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相

互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている

住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- 六 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 七 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したと

きも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配

偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
- 三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日号外法律第64号)

最終改正：令和1年6月5日号外法律第24号

改正内容：令和1年6月5日号外法律第24号[令和2年6月1日]

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

〔平成二十七年九月四日号外法律第六十四号〕

〔総理・総務・厚生労働大臣署名〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 基本方針等 (第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等 (第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第二十二—第二十九条)

第五章 雑則 (第三十条—第三十三条)

第六章 罰則 (第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

ならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした

場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと

する。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 相談できる公的機関等

❖ 男女共同参画に関すること

石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課	月～金	8:30～17:15	076-225-1378
能登町教育委員会事務局	月～金	8:30～17:15	0768-62-8537

❖ 人権に関すること

みんなの人権 110 番 (全国共通)	土日祝を除く	8:30～17:15	0570-003-110
外国語人権相談ダイヤル (全国共通)	月～金	9:00～17:00	0570-090-911
金沢地方法務局 人権擁護課	月～金	8:30～17:15	076-292-7804
石川県総務部総務課人権推進室	月～金	8:30～17:15	076-225-1235
能登町役場 住民課	月～金	8:30～17:15	0768-62-8510

❖ 女性の人権、暴力、性犯罪に関する相談

女性の人権ホットライン (全国共通)	土日祝を除く	8:30～17:15	0570-070-810
DVホットライン (女性のためのDV専門電話相談)	月～金	9:00～21:00	076-221-8740
	土・日・祝	9:00～17:00	
女性なんでも相談室 (石川県女性センター)	月～金	9:00～17:00	076-231-7331
こころの相談ダイヤル (石川県こころの健康センター)	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00	076-237-2700
警察安全相談 (警察本部県民支援相談課)	月～金	面接 9:00～17:00 電話 24 時間対応	076-225-9110 (短縮 # 9110)
女性の権利 110 番 (金沢弁護士会)	毎月第 3 木	12:30～14:30	076-221-0242
石川県女性相談支援センター	月～金	8:30～17:15	076-223-8655
能登町なんでも相談「カナリア」	火・木	10:00～14:00	0768-76-2874
能登町社会福祉協議会 (心配ごと相談)	月～金	8:30～17:15	0768-72-2322

❖ 子どもに関すること(虐待、いじめ、不登校、体罰、育児及び子ども家庭相談)

児童相談所 (全国共通)	24 時間対応		0570-783-189 (短縮 189)
子どもの人権 110 番 (全国共通・無料)	土日祝を除く	8:30～17:15	0120-007-110
七尾児童相談所 (石川県能登中部保健福祉センター)	月～金	8:30～17:15	0767-53-0811
能登町なんでも相談「カナリア」	火・木	10:00～14:00	0768-76-2874
能登町社会福祉協議会 (心配ごと相談)	月～金	8:30～17:15	0768-72-2322

❖ 高齢者(介護)に関すること

能登町役場 健康福祉課	月～金	8:30～17:15	0768-62-8517
能登町社会福祉協議会 (心配ごと相談)	月～金	8:30～17:15	0768-72-2322

6 能登町男女共同参画推進審議会委員名簿

❖ 能登町男女共同参画推進審議会(委嘱期間:平成31年4月1日～令和3年3月31日)

会長	角 弘 子	県男女共同参画推進員、町婦人団体協議会顧問
副会長	畑 中 彰 治	町人権擁護委員
委員	山 崎 洋 子	県男女共同参画推進員、町婦人団体協議会前会長
委員	國 分 雅 史	
委員	長 田 と も 子	
委員	浅 見 裕 子	町婦人団体協議会顧問
委員	松 井 福 子	県男女共同参画推進員
委員	滝 上 雅 之	県男女共同参画推進員
委員	佐 伯 裕 幸	
委員	小 坂 智	
委員	吉 見 正 志	
委員	山 城 陽 子	

❖ 行動計画策定スケジュール

日程	内容
令和元年5月	第1回男女共同参画推進審議会：男女共同参画に関する町民意識調査の内容検討
8月	第2回男女共同参画推進審議会：男女共同参画に関する町民意識調査の内容検討
11月～ 令和2年1月	男女共同参画に関する町民意識調査の実施
7月	町課局へ第3次計画策定に向けた施策見直し提案を依頼
8月	第1回男女共同参画推進審議会：第3次計画の方向性検討
9月	第3次行動計画原案の町課局検討
10月	第2回男女共同参画推進審議会：第3次行動計画原案の内容検討
令和3年2月	第3回男女共同参画推進審議会：第3次行動計画最終案の提示、検討
3月	持木一茂能登町長への答申



第3次能登町男女共同参画行動計画

令和3年3月発行

【問い合わせ先】

能登町教育委員会事務局

〒927-0492 能登町字宇出津卜字 50 番地 1

TEL 0768-62-8537 FAX 0768-62-8538

e-mail : kyouikuiinkai@town.noto.lg.jp